

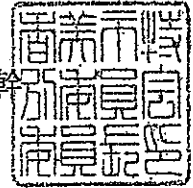


平成30年6月4日

香美市議会議長 小松 紀夫 様

「協働」・「参画」調査研究特別委員会

委員長 山崎 眞 幹



「協働」・「参画」調査研究特別委員会報告書

1 はじめに

「協働」・「参画」調査研究特別委員会（以下「委員会」という。）は、「自治の担い手である市民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、将来都市像の実現にまい進するために必要な「協働」と「参画」の仕組み及び関係条例の調査・研究を行う」ことを目的として、香美市議会委員会条例第6条の規定に基づき平成29年3月17日に設置された。

今期議会が本年9月に終了することから、これまでの活動状況等を以下に取りまとめ報告する。

2 活動状況

平成29年3月17日委員会設置

3月31日「今後の調査・研究の進め方について」

4月24日「条例の構成内容について」

5月 8日「香美市協働のまちづくり条例（案）について」

「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）について」

「香美市パブリック・コメント手続き条例（案）について」

5月31日「香美市協働のまちづくり条例（案）について」

「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）について」

「香美市パブリック・コメント手続き条例（案）について」

6月27日「香美市協働のまちづくり条例（案）について」

「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）について」

「香美市パブリック・コメント手続き条例（案）について」

7月25日～26日行政視察（総務常任委員会との合同研修）

7月25日 埼玉県南埼玉郡宮代町

「農のあるまちづくりについて」「まちづくり基本条例について」

7月26日 埼玉県入間郡三芳町

「協働のまちづくり条例について」

8月1日「香美市協働のまちづくり条例（案）について」

「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）について」

8月28日「香美市協働のまちづくり条例（案）について」

「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）について」

9月26日「香美市協働のまちづくり条例（案）について」

「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）について」

11月9日「香美市協働のまちづくり条例（案）について執行部との意見

交換」「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）について

執行部との意見交換」

平成30年1月22日「香美市協働のまちづくり条例（案）について執行部との検討

箇所について」「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）

について執行部との検討箇所について」

4月16日『「協働」・「参画」調査研究特別委員会の取りまとめについて』

5月21日『「協働」・「参画」調査研究特別委員会の取りまとめについて』

3 活動内容

委員会では、埼玉県三芳町の条例を基に、多くの資料を参照しながら逐条について検討を行い、執行部との協議を経て成案とした。

三芳町では、条例策定の経過について調査し、検討・協議の参考とした。

以下に条例(案)毎の取りまとめを行う。

(1) 香美市協働のまちづくり条例(案)

三芳町の条例中、三芳町と表記された部分を香美市と置き換えて原案とし、逐条について検討・協議を行った。

第8条(議会の役割)については協議が整わず委員会案と執行部案の並記とした。

(2) 香美市協働のまちづくり条例施行規則(案)

三芳町の施行規則中、三芳町と表記された部分を香美市と置き換えて原案とし、逐条について検討・協議を行った。

(3) 香美市パブリック・コメント手続き条例(案)

三芳町の条例中、三芳町と表記された部分を香美市と置き換えて原案としたが、まちづくり条例、まちづくり条例施行規則を優先したことから、検討・協議は行わなかった。

4 総括

本市の「協働のまちづくり」の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」の進捗には、「協働」・「参画」を担保し、住民自治・団体自治を深化させる仕組みが必須で、「みんなで築くまちづくり」の基本ルールを明文化した「自治基本条例」制定に向けた取り組みが必要である。

本来は、執行部が市民を巻き込み、鋭意取り組むべきこのルールづくりに、議会が先鞭をつけた今回の取り組みでは、議会という組織の性格や、予算・時間等の制約も

あり、検討・協議の段階で市民の声は反映されていない。

しかし、委員会が原案とした三芳町の各条例は、策定に至る過程で町民の参画を得て、十分な協議・検討が行われていることから、それを基にした協議・検討は一定の評価に耐えうるものであることを確信する。

5 終わりに

委員会は、議会の任期の終わりが近いこと、また、区切りとなる一定の成果を得たことから、この報告書を持って活動を終了する。

執行部に於いては、今回の成果を叩き台として、市民の参画を得ながら必要な検討・協議を行い、条例制定に向けた取り組みの加速化を要望するとともに、その取り組みが自治基本条例制定に向けた嚆矢となることを念願する。

資料

- ・香美市協働のまちづくり条例（原案）
- ・香美市協働のまちづくり条例施行規則（原案）
- ・香美市パブリック・コメント手続き条例（原案）
- ・香美市協働のまちづくり条例（成案）
- ・香美市協働のまちづくり条例施行規則（成案）
- ・三芳町 自治基本条例発表概要
- ・三芳町 「第2次協働のまちづくり推進計画」

香美市協働のまちづくり条例(案)

私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。

香美市市民憲章(平成24年4月1日)の前文には、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指すことが謳われています。

誰もが幸せを感じられるまちづくりは、より多くの住民がまちづくりの主役として参加し、住民と市が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

住民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の住民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、住民と市の協働によるまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への住民参加を促進し、住民自治の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 住民 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に在住、在勤又は在学する個人

イ 市内で事業を営み、又は活動を行う個人、法人その他の団体

(2) 住民参加 住民が自らの意志を反映させることを目的として、市の施策・事業の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わることをいいます。

(3) 協働 住民と市がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動することをいいます。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とします。

- (1) まちづくりは、住民参加の機会が平等に与えられるように進められなければなりません。
- (2) まちづくりは、住民と市が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければなりません。
- (3) まちづくりは、住民と市が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければなりません。

(住民の権利)

第4条 住民は、市政の情報を知る権利、市政に参加する権利及び市政について学ぶ権利を有します。

(住民の役割)

第5条 住民は、まちづくりの当事者として、まちづくり活動への積極的な参加と良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力します。

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たって、住民参加の機会を確保するよう努めなければなりません。

2 市は、市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく住民に提供し、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

(個人情報の保護)

第7条 住民と市は、香美市個人情報保護条例(平成18年三芳町条例第14号)に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

(議会の役割)

第 8 条 議会は、住民の意思が市政に適切に反映されるよう調査及び監視を行い、総合的な観点から政策を審議して市の意思を決定します。

(住民参加の方法等)

第 9 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、住民参加の方法等を規定した制度を定めます。

(必要な組織又は機関の設置)

第 10 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置します。

(協働推進計画)

第 11 条 市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定しなければなりません。

2 市は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行します。



○香美市協働のまちづくり条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市協働のまちづくり条例(平成 年香美市条例第 号。以下「条例」といいます。)12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めます。

(法人その他の団体)

第2条 条例第2条第1号イの法人その他の団体は、営利法人のほか、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 行政連絡区、自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、幼稚園等の教育研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) その他政治、宗教又は営利を目的とせず、自発的かつ自立的に公益活動を行う集団

(地域コミュニティ)

第3条 条例第5条の地域コミュニティは、行政連絡区、自治会その他の近隣社会とします。

(住民参加の方法等を規定した制度)

第4条 条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げる住民参加のしくみとします。

- (1) 住民と市がまちづくりの情報を共有し、又は住民から広く意見を聴く住民参加のしくみで、次に掲げるもの

ア まちづくり懇話会 市の重要な計画、施策・事業その他市政全般について住民と市長が意見交換を行う制度

イ 情報公開制度 香美市情報公開条例(平成18年香美市条例第13号)に基づき、市の保有する情報を住民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度

ウ 出前講座等まちづくり学習制度 住民の要請により、市職員を住民が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援する制度

エ 審議会等会議の公開制度 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を住民に公開する制度

オ 地域懇談会 市が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、住民に内容の説明や情報提供を行い、住民の意見を広く聴き、当該計画又は施策・事業に反映する制度

カ 市長への手紙 住民の視点からまちづくりの課題を直接市長に提案する制度

(2) 市が政策又は施策を形成する過程に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 政策研究所 公募の住民と職員が学識経験者の助言を受けながら町の重要課題について調査研究し、政策形成、提言していく住民参加のしくみ

イ 意見交換型世論調査 無作為抽出で選定された住民が一定の施策情報や論点に対して、アンケートと意見交換を組合せ世論を形成していく住民参加の手法

ウ パブリック・コメント手続制度 香美市条例第 号)に基づき、市が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、住民の意見を広く募集し、これらに反映する制度

エ 審議会等委員公募制度 市が第1号エに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く住民から募集する制度

オ 住民提案型事業委託制度 市がまちづくりのモデルとなる事業等について、住民から広く提案を募集し、これらの提案のなかから補助、委託等により事業を実施し、住民の地域コミュニティや自主的なまちづくり活動を支援する制度

カ ワークショップ手法等による施策立案会議制度 市が主要な施策・事業を策定する際に、住民を公募し、ワークショップ(住民と市が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法をいいます。)等を駆使して当該施策・事業を立案する制度

(3) 市が実施する事業に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 市の事業に住民の視点を導入することを目的として、住民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度

イ 事業サポーター制度 市が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している住民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度

ウ 協働のまちづくり登録制度 住民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度

エ 公募型補助金制度 住民の公益活動等を支援してまちづくりに寄与するため、従来の補助金交付を見直して、広く公募を行い、第三者の視点を導入して透明性のある決定手続きを行うしくみ

(4) 市が施策・事業を評価する段階に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 住民モニター制度 市が実施している、又は実施した施策・事業に対して、住民が感想、アイデア等を寄せる制度

イ 住民意識調査 市が主要な施策・事業を策定するに際し、調査項目を設定し広く住民から意見を収集し、住民の意識の傾向を把握・分析して当該施策・事業に反映する制度

ウ 行政評価制度 市が実施する、又は実施した施策・事業に対して、住民が評価及びその方向性に関与する制度

(5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための住民参加のしくみで、市長が必要と認めたもの

2 市長は、市が実施する施策・事業について、協働による取り組みが必要であると判断したときは、前項各号に掲げる住民参加のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施します。

3 第1項各号に掲げる制度の運用等に関し必要な事項は、他の条例、規則その他の規程に別段の定めがある場合を除き、市長が計画的に定めます。

(必要な組織又は機関の設置)

第5条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に規定するものとします。

- (1) 協働のまちづくりネットワーク 住民を中心として構成する協働推進組織で、主としてテーマ型まちづくりへの住民参加について情報交流及び支援を行うとともに、市と連携して効果的な協働手法や協働事業について検討し、また、自ら実践することを目的として設置されるもの
- (2) 区長会 香美市行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則第7条に基づく組織で、エリア型まちづくり活動を行うことを目的として設置されるもの
- (3) 協働推進本部 市職員により構成する協働推進組織で、前各号の組織を支援するとともに、条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの
- (4) その他市長が必要と認める組織又は機関

2 前項に規定する組織又は機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行します。

○香美市パブリック・コメント手続条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、パブリック・コメント手続について必要な事項を定めることにより、市の重要な施策等の形成に住民の意見を反映させるとともに、その過程における公正性及び透明性の確保を図り、もって協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「パブリック・コメント手続」とは、市が行う重要な施策等の策定にあたり、その策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容その他の必要な事項を事前に公表し、公表したものに対して広く住民からの意見、提案及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、住民から提出された意見等に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この条例において実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この条例において「住民」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内の学校に在学する者

(5) 本市に対して納税義務を有するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象は、次に掲げる施策等(以下「対象施策」という。)とする。

(1) 次に掲げる方針又は計画の策定又は改定

ア 基本構想、憲章、宣言等市の基本的な政策や方向性を定めるもの

イ 個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定めるもの

(2) 次に掲げる条例又は規則の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定めるもの

イ 住民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるもの

ウ 住民に義務を課し、又は住民の権利を制限するもの

(3) その他市が行う重要な施策や制度の策定又は改定で、実施機関が特に必要と認められたもの

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定を適用しない。

(1) 公益上緊急を要するもの又は軽微なものを定めようとするとき。

(2) 市税の賦課徴収その他金銭の納付又は給付決定に関する条項を定めようとするとき。

(3) 法令その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他この条例に規定する手続と同様の手続を行うものであるとき。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するものであるとき。

(5) その他この条例に規定する手続を実施することが適当でないものとして、実施機関が規則で定めるものを行うとき。

(対象施策の案の公表)

第5条 実施機関は、対象施策の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に当該対象施策の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により対象施策の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 対象施策の趣旨及び目的並びに対象施策の案を作成した経緯

(2) 対象施策の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点

(3) 住民が対象施策の案を理解するために必要な関連資料

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、対象施策の案及び前条第2項各号に掲げる資料の公表の日から30日以上期間を設けて、住民から対象施策の案について意見等の提出を受けなければならない。ただし、30日以上期間を設けることができないやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当した場合は、対象施策の案を公表するときにその理由を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、対象施策の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、対象施策の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに対象施策の案を修正した場合における当該修正内容を公表しなければならない。ただし、香美市情報公開条例(平成18年香美市条例第13号)第6条各号に規定する非公開情報に該当するものは、除く。

(意思決定過程の特例)

第8条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、対象施策の策

定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで対象施策の策定の意思決定をすることができる。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

香美市協働のまちづくり条例(案)(30.1.22 修正)

私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。

香美市市民憲章(平成24年4月1日)の前文には、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指すことが謳われています。

誰もが幸せを感じられるまちづくりは、より多くの市民がまちづくりの主演として参加し、市民等と市が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識しながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

市民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の市民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めま

(目的)

第1条 この条例は、市民等と市の協働によるまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民等の参画を促進し、住民自治の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内で活動し、又は事業を営む者、並びに市内に土地又は家屋を有する者、及び市内で事業を営み、又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (3) 参画 市民等が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいう。
- (4) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。

(5) 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいう。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とする。

- (1) まちづくりは、市民等の参画の下で進められなければならない。
- (2) まちづくりは、市民等と市が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければならない。
- (3) まちづくりは、市民等と市が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければならない。

(市民等の権利)

第4条 市民等は、市政の情報を知る権利、市政に参画する権利を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、まちづくりの当事者として、まちづくりへの積極的な参画と、良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力するものとする。

- 2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たって、市民等の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 市は、市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく市民等に提供し、市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 市民等と市は、香美市個人情報保護条例(平成18年香美市条例第14号)に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(議会の役割)

第8条 議会は、市民等の参画する協働のまちづくりが、第3条の基本理念に沿って進められているのかを調査し、監視しなければならない。(委員会案)

議会は、市民等の参画する協働のまちづくりを推進するよう協力しなければならない。(執行部案)

(市民等の参画の方法等)

第9条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民等の参画の方法等を規定した制度を定めなければならない。

(必要な組織又は機関の設置)

第10条 市は、協働のまちづくりを推進するため、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置しなければならない。

(協働推進計画)

第11条 市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定するものとする。

2 市は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。



○香美市協働のまちづくり条例施行規則(案)(30.1.22 修正)

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市協働のまちづくり条例(平成 年香美市条例第 号。以下「条例」という。)12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(法人その他の団体)

第2条 条例第2条第2号の法人その他の団体は、営利法人のほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、高等学校、幼稚園等の教育研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) その他政治、宗教又は営利を目的とせず、自発的かつ自立的に公益活動を行う集団

(参画の方法等を規定した制度)

第3条 条例第9条の参画の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 情報公開 市民等と市が情報を共有するしくみで、次に掲げるもの

ア 情報公開制度 香美市情報公開条例(平成18年香美市条例第13号)に基づき、市の保有する情報を住民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度

イ 出前講座等まちづくり学習制度 市民等の要請により、市職員を市民等が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援する制度

ウ 審議会等会議の公開制度 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を市民等に公開する制度

エ 行政連絡会

(2) 政策・施策策定 市が政策又は施策を策定する過程に参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 意見交換型世論調査 無作為抽出で選定された市民等が一定の施策情報や論点に対して、アンケートと意見交換を組合せ世論を形成していく参画の手法

イ パブリック・コメント手続制度 市が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、市民等の意見を広く募集し、これらに反映する制度

ウ 審議会等委員公募制度 市が附属機関等の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く市民から募集する制度

エ ワークショップ手法等による施策立案会議制度 市が主要な施策・事業を策定する際に、市民等を公募し、ワークショップ(市民等と市が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法をいいます。)等を駆使して当該施策・事業を立案する制度

(3) 政策・施策実施 市が実施する事業に市民等の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 市の事業に市民等の視点を導入することを目的として、市民等が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度

イ 事業サポーター制度 市が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している市民等が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度

ウ 協働のまちづくり登録制度 市民等の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度

エ 地域活性化総合補助金

(4) 政策・施策評価 市が施策・事業を評価するしくみで、次に掲げるもの

ア 行政評価制度 市が実施する、又は実施した施策・事業に対して、市民等が評価及びその方向性に関与する制度

(5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための参画のしくみで、市長が必要と認めたもの

2 市長は、市が実施する施策・事業について、協働による取り組みが必要であると判断したときは、前項各号に掲げる参画のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施するものとする。

(必要な組織又は機関の設置)

第4条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 協働のまちづくりネットワーク 市民等を中心として構成する協働推進組織であり、市内で活動するボランティア団体等のバンク化と、活動促進に資するための積極的な情報及び活動拠点の提供を目的として設置されるもの。

(2) 協働推進本部 市職員により構成する協働推進組織で、前各号の組織を支援するとともに、条例第9条の参画の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの

(3) その他市長が必要と認める組織又は機関

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。





ホーム > 町政情報 > 調査・統計・財政 > 自治基本条例発表概要

町政情報

- 町のプロフィール
- 町の施策・計画
- 町のしくみ・案内
- 調査・統計・財政
- 広報みよし
- 都市計画・まちづくり・みどり
- 住宅・すまい
- 町例集

自治基本条例発表概要

未来創造みよし塾

研究テーマ「自治基本条例」

チームゼロベース

メンバー

- 河部 基士(市民研究員)
- 京 芳志(市民研究員)
- 村田 浩(市民研究員)
- 野田 早苗(地域活性化推進員)
- 田中 高樹(町政アドバイザー)
- 森田 悠樹(町政アドバイザー)
- 八田 健治(こども支援推進員)
- 石原 瑠璃(町政アドバイザー)
- 佐藤 誠(町政アドバイザー)

アドバイザー

三浦 洋

【背景】

平成12年4月に地方分権一括法、実際には地方分権に関係する475本の関連法案からなっている法律が施行されました。この法律により、国の機関委任事務制度が廃止され、国と地方の関係は従来の上下・主従から対等・平等に変わり、自治体は自己決定・自己責任による自主・自立的な運営を求められることになりました。

住民に深く関わることは、住民に身近な自治体が決定するということであり、その決定への住民の参画と責任がより強く求められることになりました。そして、自治体の基本構造のあり方や住民参加のあり方も自らルール化する必要が出てきたのです。そうして誕生したのがいわゆる「自治基本条例」でした。すでに現在、全国で200以上の自治体が自治基本条例を制定しています。

国の動向

平成12年4月 地方分権一括法 施行

機関委任事務制度の廃止

上下・主従の関係

対等・平等の関係

自治事務及び法定外事務の創設
迅速な行政的対応の必要
自治体の法外対応の拡大

地方自治体

自己決定・自己責任による自主・自立的な運営

当町でも住民に関わる条例として、平成20年に「協働のまちづくり条例」が制定され、住民自治の充実を目指した取り組みが行われています。

また、平成22年には、議会の基本ルールを定める議会基本条例が制定されています。自治基本条例とのかかわりが大きいため、条例の内容を分析し、自治基本条例との関係性を整理していく必要があります。

【自治基本条例の必要性と意義】

全国的に住民自治の充実が進められている状況を踏まえて、当町でも住民に関わる決定事項について住民が参画するためのルールの整備や、住民や行政の責任と権利を明確にしておく必要があります。

住民が自分たちの住むまちをどのようにしていきたいのか、その方向性や自治のあり方を行政と一緒に考えていく

基本原則やルールを明確にすることで住民が町の決定過程に参画することが従来以上に可能になり、また、それに伴う責任や義務も生じてくる

条例などで明文化するという事は、行政が住民の参画する権利を保障するという事

【研究の進め方について】

プロジェクトチームでは、全国の先進自治体を研究し、その中で特徴のある3つの自治体を選んで研究してきました。

研究結果を踏まえて県内の北本市をプロジェクトメンバーが訪問し、役所の事務局の方と市民の代表の方からご意見を伺いました。

それぞれの自治体で自治基本条例の構成や内容には違いがあり、地域の特性が反映していることがわかりました。北本市の視察では、多くの住民に参画してもらうには、策定に十分な時間が必要であること、また、条例ができたから何か急に変わるわけではなく、これから変えていくための条例であるという担当者の発言が印象的でした。

【3つの自治体の自治基本条例の特色】

ニセコ町「まちづくり基本条例」

平成12年全国で初めてまちづくりのルールを条例化。以降、全国でニセコ町を模範として制定の動きが広まった。

子どもに関することについては子どももまちづくりに参加する権利を保障。

手探りの中から策定したことから、制定当初からこの条例を「育てる条例」とし、4年ごとに条例改定を検討することを決めている。すでに2回改訂が行われている。

研究の進め方

研究対象

北海道 ニセコ町 全国初の自治基本条例

東京都 三鷹市 住民自治の実践が進んでいる

岐阜県 多治見市 行政運営の基本原則を定めている

先進地視察

埼玉県 北本市 時間をかけた制定過程

三鷹市「自治基本条例」

市民の定義を居住者、通勤・通学者、市民活動をする人など広く定義。

市内に多くの大学があり、市政に積極的に関わる状況もあり、市民活動が活発で、40年にわたる活動の中から自治基本条例の制定が提起された。

条例中にオンブズマンの設置を規定。

住民投票の請求権は18歳以上。

コミュニティ活動が活発。

多治見市「市政基本条例」

名称にも特色があるように市政に関する条項が中心。

総合計画、財政など市政に関する項目が条例に規定されている。

常設型の住民投票条例や財政の健全化条例など基本条例に関連する条例の体系化が進んでいる。

北本市「自治基本条例」

策定作業に3年以上の期間をかけ、この過程で多くの住民が参加している。

条例の制定後に、条例の実施状況の評価、監査をし、見直しを提言する審議会の設置を規定している。

現在、関連する条例の整備を進めている。

【共通的な事項】

研究対象とした自治体の基本条例では、次の事項を共通に掲げている。

自治基本条例を最高規範と位置づけている。

住民自治、住民主権を明確にしている。

情報の共有化、情報は共通の財産など、情報公開・情報提供を非常に重視している。

行政の責任を明記している。

【当町の既存条例の研究】

次にプロジェクトチームでは、当町の既存条例との関連を研究しました。自治基本条例とかわりがある「議会基本条例」「協働のまちづくり条例」「情報公開条例」との関係や整合性について検討しています。

(1) 議会基本条例について

議会基本条例は、平成18年、全国で初めて北海道栗山町で制定されました。現在までに200を超える自治体で制定されています。当町では平成22年に制定されました。全国的には、自治基本条例と議会基本条例はセットになっているわけではなく、栗山町は自治基本条例を制定していません。研究対象にした自治体の中でも、議会基本条例を制定しているのは多治見市だけです。議会基本条例を制定していない自治体では、自治基本条例の中で議会の責務と役割など関連する条項を詳しく規定しているものがあります。いずれにしてもプロジェクトチームでは自治基本条例と議会基本条例は相反するものではなく、相互補完しながら住民福祉を向上し、豊かなまちづくりするための条例だと考えます。したがって、今後、自治基本条例を策定する場合、議会に関する内容を盛り込むのであれば、議会基本条例との関係に配慮する必要があります。

(2) 協働のまちづくり条例

平成18年に公募で選ばれた9人の住民を中心に設置された「協働のまちづくり研究会」が1年間にわたり研究し、「総合計画の施策、事業を一定のルールのもとに協働実践するためのルールづくり」を提案しました。この報告書では、協働実践を優先し、自治基本条例については、次のステップとして検討するとしています。

この提案を受けて、町は協働のまちづくりを推進する組織として「三芳町行政改革・協働推進本部」を設置しました。その後、協働のまちづくりのルールを明確にするための条例が検討され、平成20年に「協働のまちづくり条例」が制定されています。自治基本条例の理念からしますと協働のまちづくり条例に規定されている内容の多くは、一般的に自治基本条例に盛り込まれるものと重なっています。策定過程では十分な分析、検討が必要です。

(3) 情報公開条例

住民と行政、議会との情報の共有化は自治基本条例の基盤をなすものですので、情報の共有化をどの様に進めるか、住民への説明責任など実際の運用に関して検討する必要があります。

以上のような検討を踏まえ、三芳町で自治基本条例を制定する場合に何をしなければならないかなどについて提言します。

【自治基本条例の策定に向けて】

(1) まず議論すべきこと

自分たちが住んでいるまちをどのような町にしていきたいか、どのように変えていくかということです。

現在、町が抱えている諸課題の明確化

どのような仕組みで実施していくのか

(2) 一般的な自治基本条例の基本構成

まちづくりの方向性

- 住民の権利
- 町(町長、議会、職員など)の責務・義務
- 住民の責務、事業者の責務
- 住民参加の手続き・仕組み
- 住民投票の仕組み
- 住民協働の仕組み、NPOへの支援など
- 分野別の方向性
- 他の施策・条例との関係

(3) 三芳町の特徴をどのように活かすか

「三芳町民憲章」「協働のまちづくり条例前文」では町の特徴、まちのすがたがうたわれています。始めに自分たちが住むまちのことをよく理解し、共通認識を持ち、どのようなまちにしたいのかということが、三芳町の特徴に繋がります。

【策定過程の重要性】

(1) 自治基本条例の策定過程は住民参加、住民自治の実践

多くの住民が策定過程に参加することは自治基本条例の理念そのものであり、多くの住民が参加することで、何が変わっていくのかを実際に体験することができます。

(2) 策定過程に十分な時間をかける

自治基本条例は、制定することが目的ではなく、制定後、

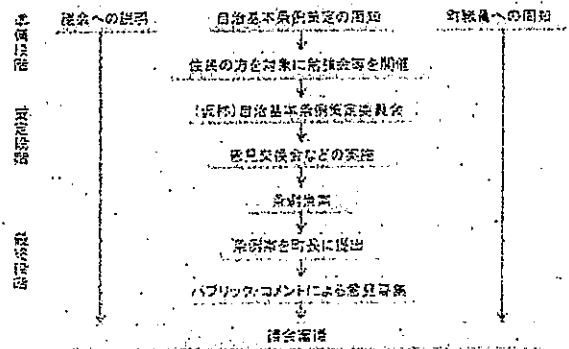
その条例に基づいて住民自治を広げ、住民主権が実現されることが重要であるので策定過程には十分時間をかけて多くの住民の意見が反映されるようにする必要があります。

策定過程に多くの住民が参加し、多くの役場職員など関係者が関わることで、制定過程を通じて自治基本条例を理解することができます。また、それによって制定後の円滑な運用が可能になります。

(3) 策定工程表について

策定に着手する前に予め策定工程表を作成し、住民や関係者に開示することを提案します。それにより、関係者が策定にどのように参画できるかが明確になります。特に参考にした先進自治体では策定には2年から3年をかけています。準備段階で住民など関係者に必要性や意義、町の課題などについて共通認識と情報の共有化を図ります。実際の策定でも、関係者との意見交換などを実施し、理解を深めていくことが重要となります。

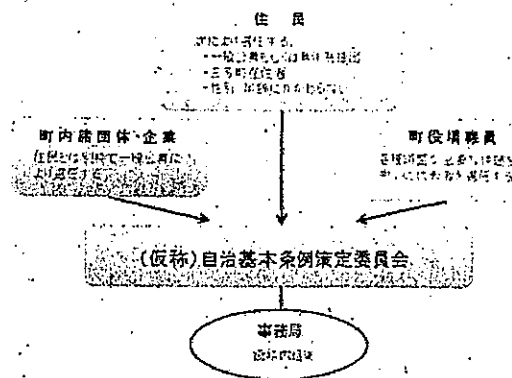
策定工程表



【組織体制】

住民への周知や策定作業が長期間にわたることから、役場内に事務局を設置する必要があります。組織体制をしっかりと構築することはとても重要です。

組織体制図



【策定にあたり検討を要する重要な課題】

(1) 自治基本条例の対象者

まず用語の定義をする必要があります。一番の問題は住民の定義です。地方自治法では、住民は区域内に住所を有する者です。自治基本条例は住民の行政などへの参加のルールを決める条例ですが、その住民の対象範囲をどうするか。「協働のまちづくり条例」の住民は、通勤、通学者も含んでいます。ニセコ町は、選挙権のない20歳未満の町民のまちづくりへの参加を規定しています。

(2) 三芳町の独自性

三芳町の独自性を条例の中にどのように活かしていくか。そのためには町の大きな方向性を示す必要があります。例えば、協働のまちづくり条例にある「町政について学ぶ権利」などは他の自治体の条例にはない珍しいものです。

(3) 条例の名称

一般的には「自治基本条例」、ほかに「まちづくり基本条例」「市政基本条例」などがあり、条例の名称が他の条例との関係、住民との関連を表すので、条例の方向付けの段階で議論をすればよいと思います。

(4) 住民投票

自治基本条例では、地方自治法のリコールに伴う住民投票の規定や、公職選挙法の規定を越えて踏み込むような事例はあまりありません。ただし、三鷹市では住民投票の請求権を18歳以上としていますし、常設型の住民投票条例を持つ愛知県高浜市では、投票権を永住外国人も含む18歳以上に与えています。三芳町の現状と照らし合わせ、どこまでの規定が必要か、必要でないか見極めていく必要があります。なお、住民投票の法制化については、現在、国の地方制度調査会でも検討が行われているのでその経過も見守ることが必要です。

(5) コミュニティの位置づけ

住民自治や住民主権を突効あるものにしていくため、先進事例でもコミュニティ活動を重視し、その活性化を進めているところが多くあります。当町でも、行政連絡区では高層住宅や自治会役員の高齢化など多くの問題を抱えており、今後、行政連絡区の役割、位置づけなども含め、広い意味のコミュニティ活動の充実に向けて取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

(6) 既存条例とのすり合わせ

自治基本条例は通常、その自治体の「最高規範」に位置づけられるため、他の条例・規則や制度は、自治基本条例に則ったものにしていかなければなりません。三芳町の場合、特に自治基本条例と関係が深い次の条例は、関係や整合性を良く検討していく必要があります。

- 議会基本条例
- 協働のまちづくり条例
- 情報公開条例

(7) 想定できる条項

その他、自治基本条例で規定が想定できる条項として次のような事項があります。

財政問題
評価・監査体制
改定手続き

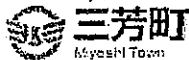
【まとめ】

もし自治基本条例を制定するのであれば、形だけでなく"生きた条例"にしていかなければなりません。"自分たちの"まちづくりをするための"自分たちの"条例としていくためには、時間をかけた策定過程が重要です。このプロジェクトチームでは、策定過程を工程表として示すとともに組織体制の確立を掲げました。また、策定に当たっての重要な検討課題として先の7つの項目を提言しました。


自治基本条例の検討を通じて、どのようなまちにしたいのか地域全体で考えることが、よりよいまちづくりの実現に向けた一歩となると考えています。

お問い合わせ先


政策推進室・政策推進担当
電話:049-258-0019(内線:422~424) / FAX:049-274-1055
メールアドレス:seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp



[ホームページについて](#)

三芳町役場  [関戸岡岡・アクセス](#)

住所: 〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

代表電話: 049-258-0019  [各課への問い合わせ](#) 一般的な業務時間8時30分から17時15分(土日祝日及び年末年始はお休み)

Copyright © Town Miyoshi All Rights Reserved.



【改訂版】

第2次 協働のまちづくり推進計画

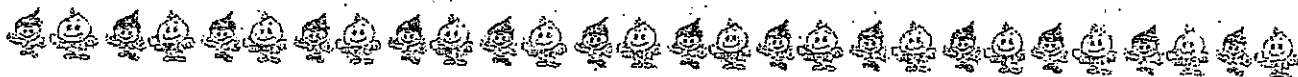
～ 多様な協働で まちの魅力と安心を デザイン ～

My Town
Miyoshi



三 芳 町

平成24年度～27年度
平成28年度～31年度 (改訂版)





第2次 協働のまちづくり推進計画(改訂版)

～多様な協働でまちの魅力と安心をデザイン～

目次

1章	はじめに	3
2章	計画の位置づけと期間	4
3章	協働政策展開の経緯	5
	(1) 合併協議の終了から自立型総合計画の策定へ	
	(2) 協働のまちづくり推進計画から協働のまちづくり条例施行へ	
	(3) 協働のまちづくりネットワークの設立	
	(4) 第2次協働のまちづくり推進計画策定から自治基本条例検討へ	
	(5) 第5次総合計画	
4章	本計画における各用語の定義	9
	(1) 協働の主体者	
	(2) 協働の概念	
5章	三芳町における協働の現状	12
	(1) 行政各分野における住民参加や協働の取組みの現状	
	(2) 協働のしかけ(制度)の整備・運用の現状	
	(3) 協働のまちづくりネットワークにおける協働モデル事業	
	(4) 協働に係る学習会の実施状況	
6章	町の協働展開の課題と新たな動き	24
	(1) まちづくりの担い手不足と多様なまちづくり主体	
	(2) 新たな協働展開の動き	
	(3) 事業協働と政策協働	
	(4) 自治と協働	
	(5) まちづくりネットと行政の協働事業の課題	
7章	基本方針及び施策の大綱	27
	(1) 基本方針	
	(2) 施策の大綱と目標	

8章 施策の柱Ⅰ関連の推進施策	29
(1) 協働理念の共有とまちづくりの担い手発掘・育成	
(2) 多様な活動主体の効果的連携促進	
9章 施策の柱Ⅱ関連の推進施策	31
(1) 政策協働と事業協働の双方向関与の促進	
(2) 協働の多様な取組みに対応できる町推進体制の整備	
10章 施策の柱Ⅲ関連の推進施策	35
(1) 情報共有	
(2) 段階に応じた住民参加	
(3) まちづくり人材のマッチングと活動組織の体力強化	
(4) 協働推進のための基盤整備	
(5) 柔軟な協働推進体制の構築	
11章 協働アクションプラン2016の策定について	40
12章 まとめ	41
13章 資料編	42
(1) 第2次協働のまちづくり推進計画の進行管理	
(2) 協働のまちづくり条例・同施行規則	
(3) 協働のまちづくり啓発リーフレット	
(4) 淑徳大学との連携協力に関する包括協定書	

1章 はじめに

平成 18 年度を初年度とする「第 4 次総合振興計画」の将来像として「みんながつくる みどり いきいき ぬくもり のまち」が定められ、「みんながつくる」すなわち「協働」による自立型のまちづくりがスタートした。「みどり＝環境保全」「いきいき＝経済活力、教育」「ぬくもり＝福祉、安全」の各政策が、町を構成するすべての者の知恵と力で推進されることになった。

もとより、「協働」はまちづくりの手段であって目的ではない。総合振興計画の各施策を協働手法によって推進し、住民福祉の増進に寄与しようとするものである。本計画は、平成 19 年度に第 1 次が策定され、それに基づく「協働のまちづくり条例」施行(平成 20 年度)を契機として、協働のしくみづくりが進められ、まちづくり情報の共有や施策事業への住民参加が積極的に実施されることになった。その後、第 2 次協働のまちづくり推進計画が策定され、協働手法の標準化が進められた。

平成 28 年度を初年度とした「第 5 次総合計画」は、本計画に描かれた多様な協働手法を駆使して策定され、その基本理念として「協働のまちづくり」を継承し、深化させることとなった。第 2 次協働のまちづくり推進計画は、積み残された課題も多いことから、新たな町のビジョンと協働の現状を踏まえて一部改訂を行い、継続することとしたものである。

行政活動

協働

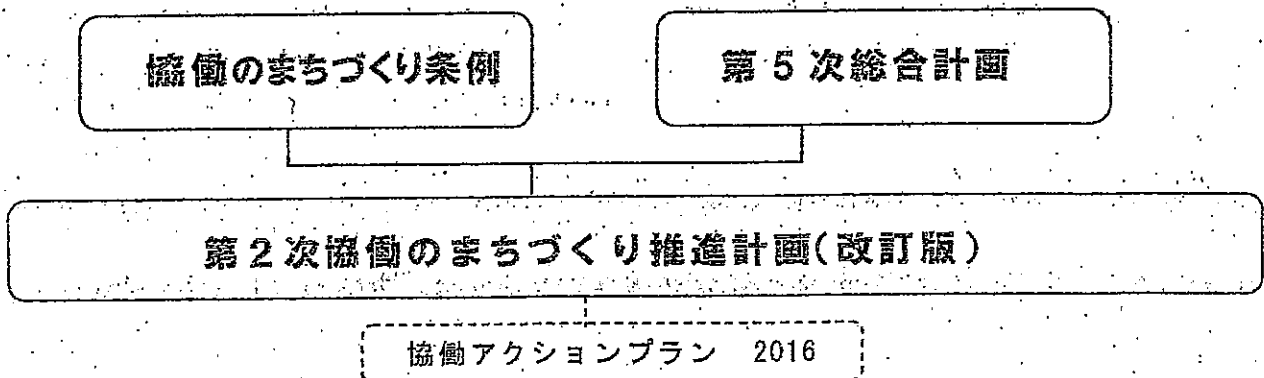
住民活動

2章 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

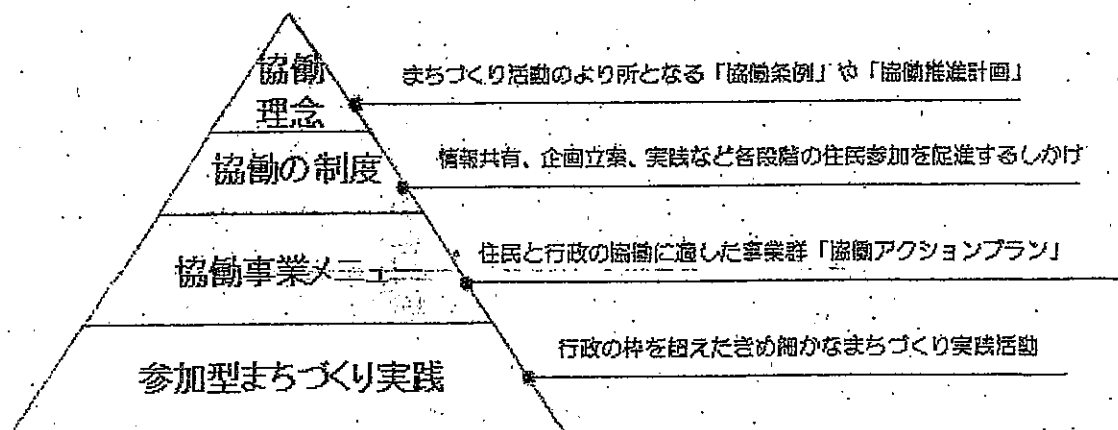
三芳町協働のまちづくり条例(平成20年条例第1号)第11条の規定に基づき、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために定めるものである。

現状を踏まえて、第2次協働のまちづくり推進計画の一部を改訂し、第5次総合計画の将来像である「未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町」の実現を協働手法によって推進する計画に位置付ける。



(2) 計画期間(改訂版)

平成28年4月～平成32年3月 (4年間/総合計画前期まで)



※協働のまちづくり啓発パンフレットより(H20.6全戸配布)

3章 協働政策展開の経緯

(1) 合併協議の終了から自立型総合計画の策定へ

①合併協議会解散（平成15年度）

住民投票を受け、富士見市・上福岡市・大井町・三芳町の法定合併協議会が解散し、町は自立の道を歩むこととなった。

②第4次総合振興計画スタート（平成18年度）

住民とともに自立のまちを創ることを前提に、ワークショップ等の住民参加手法を駆使して「第4次総合振興計画」が策定され、スタートした。「みんながつくる みどり いきいき ぬくもりのまち」を将来像として、「みんながつくる（まち）」すなわち「協働」がまちづくりの中心理念として推進されることになった。計画の重点施策には「協働プロジェクト」が掲げられた。

<協働プロジェクト概要>

ア) まちづくり委員会等住民協働のしくみづくりの検討

イ) 審議会委員の公募

ウ) 事業の企画段階からの住民参加促進

エ) 行財政情報の積極的な公開

オ) パブリックコメント制度導入、まちづくり講座、懇談会等の実施 等

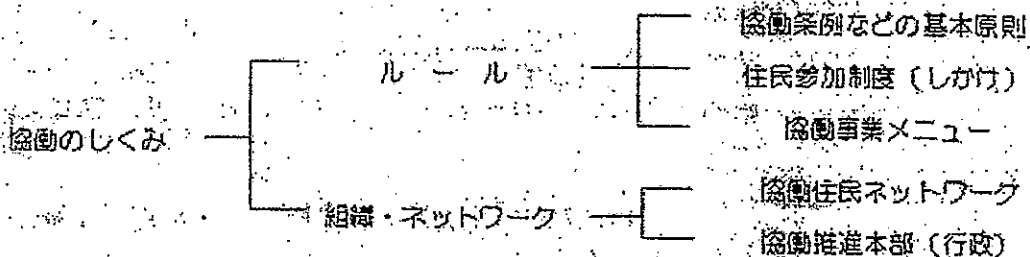
③協働のまちづくり研究員公募（平成18年度）

協働プロジェクトの皮切りとして、研究員を公募した。三芳町に適した協働のしくみづくりに向け、12回の研究会と2回の公開学習会を実施し、平成19年3月に町長あて「三芳町協働のまちづくり研究報告」を提出、協働を推進するためのルールと組織が提案され、協働の基本ルールとして「協働のまちづくり条例」の素案が提言された。

協働のしくみ

※「協働のまちづくり推進計画」より

立場の異なる者同士が心をひとつにしてまちづくりに取り組むためには、ルールや推進体制が必要になります。ルールはみんなで育てていきます。また、ネットワークは住民誰でも参加できることが基本です。



(2) 協働のまちづくり推進計画策定から協働のまちづくり条例施行へ

① 協働推進本部の設置と協働のしくみ整備 (平成19年度～)

町は平成19年度に庁内組織として町長をトップとする「協働推進本部」を設置し、前述の研究報告をもとに、協働のまちづくり推進計画(第1次)の策定ほか、各種のしくみづくりに着手した。

協働を推進するしかけ(制度)として、「まちづくり懇話会実施要綱」「パブリックコメント条例」を施行、また、協働推進本部と連携して協働を推進する住民組織「協働のまちづくり住民ネットワーク」準備会の公募を開始した。

② 大学との協働推進

地元大学による地域貢献を促進して、町との協働を進め、学識者や学生の方を各分野のまちづくりに活かせるよう「淑徳大学との連携協力に関する包括協定書(平成19年10月)」が締結された。(→資料編に掲載)

③ 住民主体の協働推進組織の準備へ

住民主体の協働推進組織として、協働のまちづくりネットワーク準備会が平成19年9月28日に設置され、「組織」と「事業」の部会に分かれて検討が行われた。準備委員を呼びかけ、核となったのは、前年度の協働のまちづくり研究員である。この準備期間においても、協働推進本部と準備会が共催で、公開学習会を開催し、地域の声を企画段階から反映させるように努めた。

④ 協働のまちづくり条例施行 (→資料編に掲載)

「協働のまちづくり研究報告」で提案された条例素案をベースとして、協働推進本部がネットワーク準備会の意見やパブリックコメント、議会全員協議会等を経て協働のまちづくり条例原案を策定、平成20年3月に議会の全会一致で可決・成立した。この条例は、異なるまちづくり主体者が協働する時の行動のよりどころとなる基本ルールを定めたものである。

条例の特徴は、町の条例で初めてその理念や決意を示す「前文」を掲載

したこと、住民に親しみやすくするため表現を「です・ます調」に統一したことなどである。また、町を構成するすべての個人・団体をまちづくりの当事者とするため、「住民」を広く定義し、協働における住民、行政、議会

目的と定義(1条・2条)

住民のまちづくり参加の促進と住民参加の実現

【住民】

町内の個人と団体
(企業・大学を含む)

【住民参加】

まちづくりの企画立案～事業実施～評価に住民が関わること

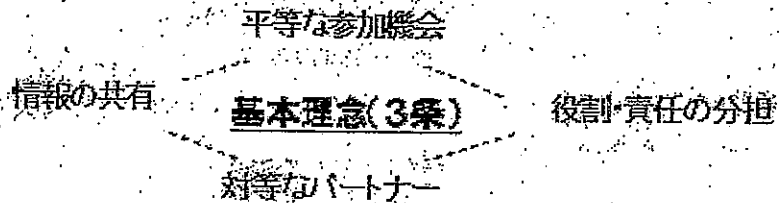
【協働】

住民と町が役割分担し、対等に協力し相互に補完し合っ
て行動すること

※協働のまちづくり啓発パンフレットより (H20.6全戸配布)

の役割を明確にしたことなどがあげられる。

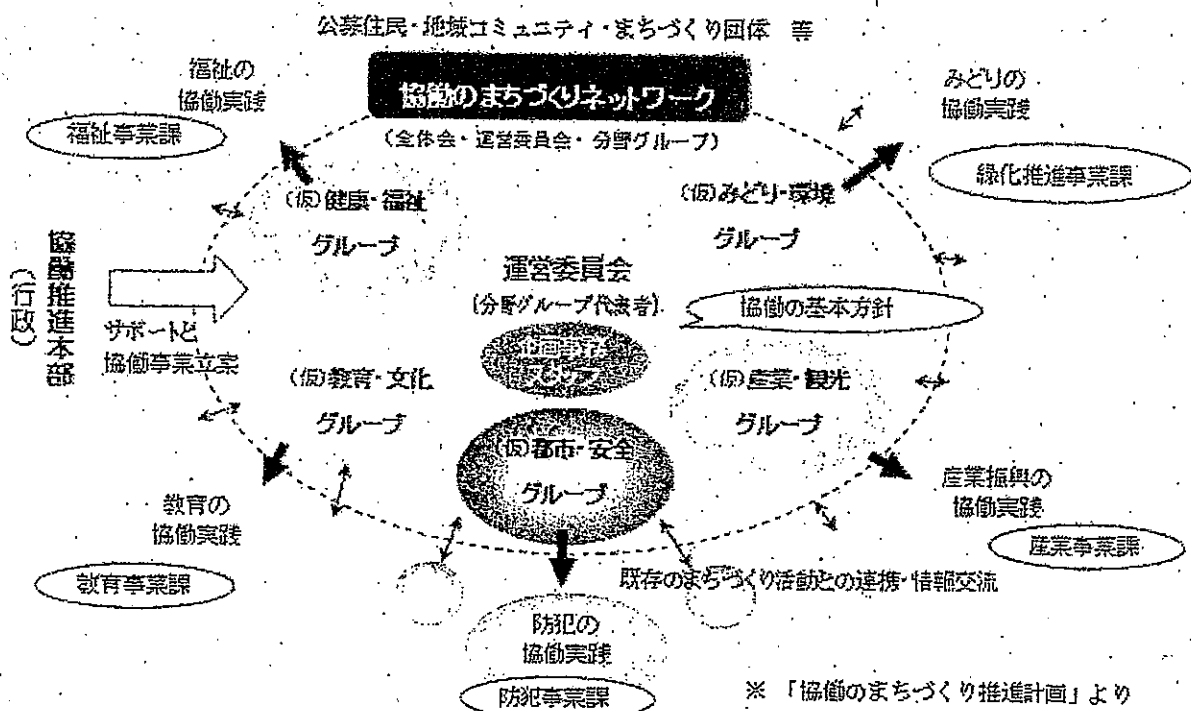
なお、平成 18 年度の協働のまちづくり研究において、基本ルールを「自治基本条例」とすべきか議論があったところだが、前計画のまとめに掲載のとおり、まずは協働を地域が育て、着実に根付かせることを優先するため本条例とし、次のステップとして、自治のまちづくりの機運が高まった段階で、町を構成する主体の総意に基づき「自治基本条例」を検討することとなった。



※協働のまちづくり啓発パンフレットより (H20.6 全戸配布)

(3) 協働のまちづくりネットワークの設立へ

- ・協働のまちづくりネットワーク(以下、「まちづくりネット」という。)設立(平成 20 年度)
- ・協働アクションプラン 2008(事業計画)の策定
(平成 20 年度～平成 23 年度)
- ・分野プラン調整会議(町との分野モデル事業調整)(平成 21 年度～)
- ・協働推進会議の設置(町との総合調整)(平成 22 年度～)
- ・協働アクションプラン 2012(事業計画)の策定
(平成 24 年度～平成 27 年度)



※「協働のまちづくり推進計画」より

※協働のまちづくり啓発パンフレットより (H20.6 全戸配布)

(4) 第2次協働のまちづくり推進計画策定から自治基本条例検討へ

第1次計画から5年を経過し、新たな地域課題や協働の展開に対応すべく、平成24度を初年度として「多様な協働でまちの魅力と安心をデザイン」を基本計画とする「第2次協働のまちづくり推進計画」が策定された。この第2次計画を受け、政策研究所のテーマであった「自治基本条例」を協働手法により検討をすすめることとなり、平成25年度「(仮称)自治基本条例検討町民会議」が設置された。地方分権下において、自立型自治体経営に向けた町の基本的なしくみとすべきか、住民の熱心な議論が展開されたが制定に慎重な声も少なからず聞かれ、方向性の一本化には至らなかった。

当面は、「協働のまちづくり条例」や「議会基本条例」などの現行の住民参加の基本的なしくみを十分に機能させることとなった。

(5) 第5次総合計画

まちづくり懇談会やワークショップ等の協働手法を駆使して策定された第5次総合計画(平成28年度～平成31年度)では、第4次総合振興計画から「協働のまちづくり」の基本理念を引きつぎ、更に深化させることとなった。

4章 本計画における用語の定義

本計画においては、以下で特記する定義のほかは、協働のまちづくり条例の定義によるものとする。

(1) 協働の主体者

協働のまちづくり条例第2条及び同施行規則第2条では、「住民^{*}」を次のように定義し、協働の主体者としている。

①町内に在住・在勤・在学する個人

②町内で事業活動を行う個人

③町内で事業活動を行う法人その他の団体

ア) 地域コミュニティ(行政連絡区、自治会その他の近隣組織) …規則1号団体

イ) 公益的法人等(NPO法人、農協、生協、社協等) …規則2号団体

ウ) 教育研究機関(大学、幼稚園等)

…規則3号団体

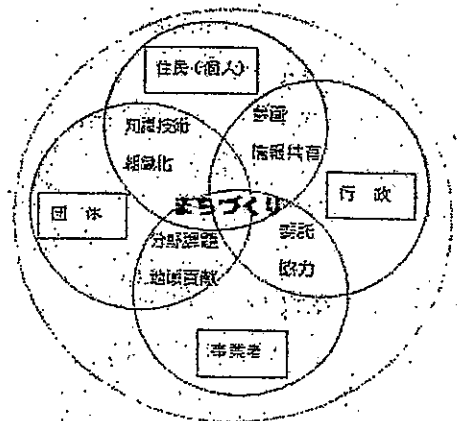
エ) まちづくり活動、ボランティア活動

を行う団体・サークル …規則4号団体

オ) その他自発的・自立的な公益活動を行う集団(政治・宗教・営利を除く)

…規則5号団体

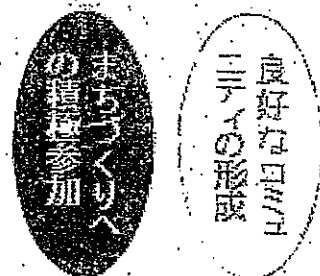
^{*}条例第2条では、住民(個人及び団体)は、住所や本拠が町内になくとも、活動が町内で行われていれば住民としてみなしている。

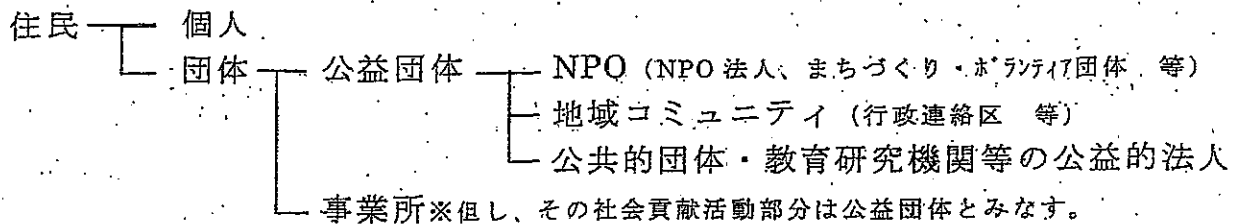


上記は、主体者の形態で見ると、「個人」(①②)と「団体」(③)に大別される。特に団体はその活動の公益性に着目し、町行政の協働パートナーに想定していることから、本計画では③ア)～オ)を「公益団体」と呼ぶこととする。

本計画では、住民参加は「個人」を中心に、組織的な協働は「公益団体」を中心に推進することを原則とする。

住民の役割(5条)





公益団体のうち、「NPO※」は、特に「NPO法人」と表記する場合を除き、テーマ型の公益的なまちづくり活動を行う住民団体・ボランティア団体(③エ)まで含めて、広く定義することとする。

※「NPO (NonProfit Organization)」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」は、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。（内閣府ホームページより）

公益団体のうち、「地域コミュニティ」は、NPOがテーマ型であるのに対し、条例で地縁型（エリア型）のまちづくりの主体者として重要な概念に位置づけており、住民は「良好な地域コミュニティの形成に努め」ることとしている。

なお、団体のうち、営利団体（企業・事業者）であっても、その社会貢献活動（CSR）等は組織的な協働になりうるものとして、協働の主体者に加えることとする。

本計画では、協働パートナーの中核をなす公益団体について、

①テーマ型のまちづくり活動を行う住民組織を「NPO」

②エリア型のまちづくり活動を行う近隣組織を「地域コミュニティ」
とする。

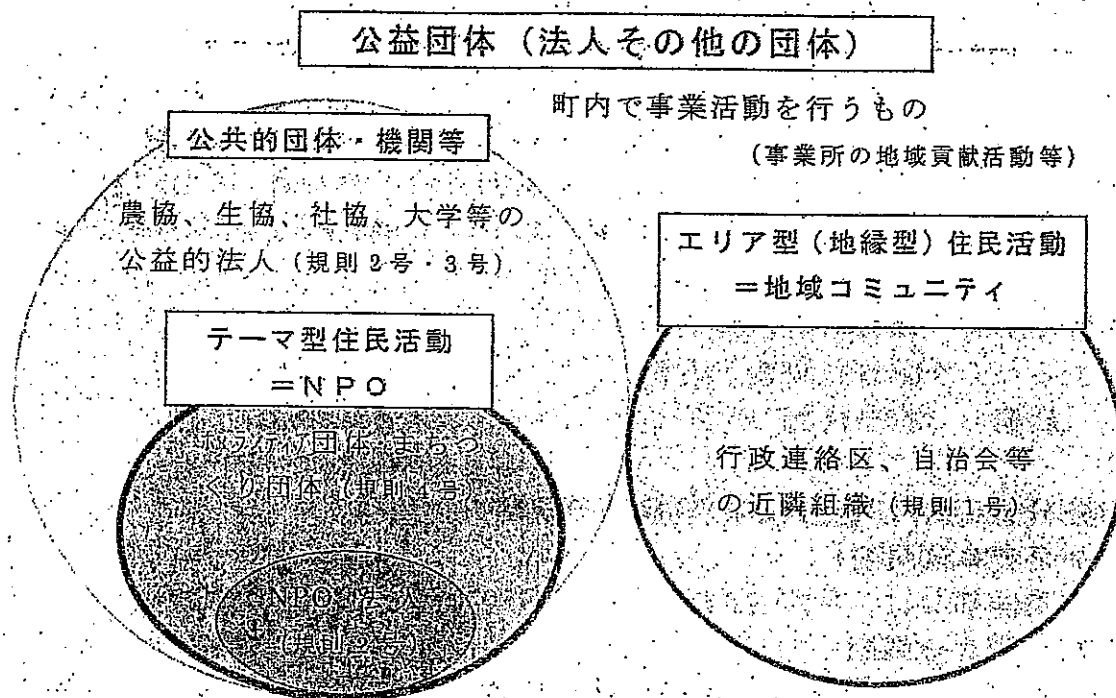
(2) 協働の概念

協働は、広義では、以下の「参加」と「協働」を含めた概念として条例にうたわれている。

- ①住民参加＝ 住民が自らの意志を反映させることを目的として、町の施策・事業の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わること
- ②協働＝ 住民と町がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動すること

本計画において、「協働」は、広義では個人を中心とした①の住民参加を包含する概念として使用するが、狭義では②のような「公益団体」や「行政」による組織的な連携協力の取組みを指すものとして使用する。

協働主体者の概念図



※太枠内が、核となる協働パートナー

5章 三芳町における協働の現状

第5次総合計画策定に向けた基礎資料とするための住民意識調査（平成26年10月実施）によると、

よりよい地域をつくっていく雰囲気や土壌があるか

…「非常にある」「ある」45%

地域活動や交流への関心度…「非常にある」「ある」35%

参加したい地域活動について…「趣味やサークル活動」30.2%

「スポーツ・レクリエーション活動」24.2%

「まちの美化・清掃、緑化・自然保護」19.3%

「祭りや盆踊りなどの行事」17.5%

「防犯・防災・交通安全などの地域安全活動」15.0%

という状況である。地域活動に関心のある住民が35%いる中で、担い手不足が多くまちづくり団体の課題とされていることから、住民をまちづくりへとつなげる、最初の一步を後押しするしかけをつくる必要がある。

(1) 行政各分野における住民参加や協働の取組みの現状

【住民参加事務事業調査】

協働推進本部では、平成21年度から2年ごとに、町行政各部署における住民参加の現状を調査している。以下は、平成27年度の実施概要である。

<調査目的>行政各分野への住民参加の実態や進捗状況、今後の予定等を調べ、協働のまちづくり推進計画見直しのための基礎資料とするもの。

<調査時期>平成28年1月（基準日/平成28年1月1日）

<調査方法>庁内イントラネットにより前回の調査票をベースに各課に照会し、回答を得た。

<結果概要>

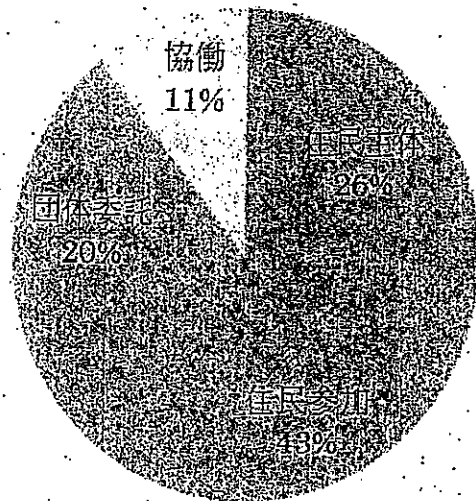
① 事業数

平成28年1月時点で、233事業（今後検討予定を含めると267事業）について、何らかの住民参加手法を用いて事務事業が実施されていた。前回調査（H25）との比較では増加（35事業増）した。

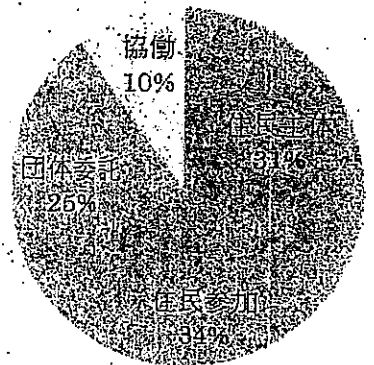
② 参加形態Ⅰ（活動軸）

参加主体の活動軸では、新規掲載事業での住民参加の増加が顕著である。前回調査では行政活動への「住民主体」「住民参加」がほぼ同じであったが、今回は「住民参加」が34%から43%に増加している。

H27調査における参加形態

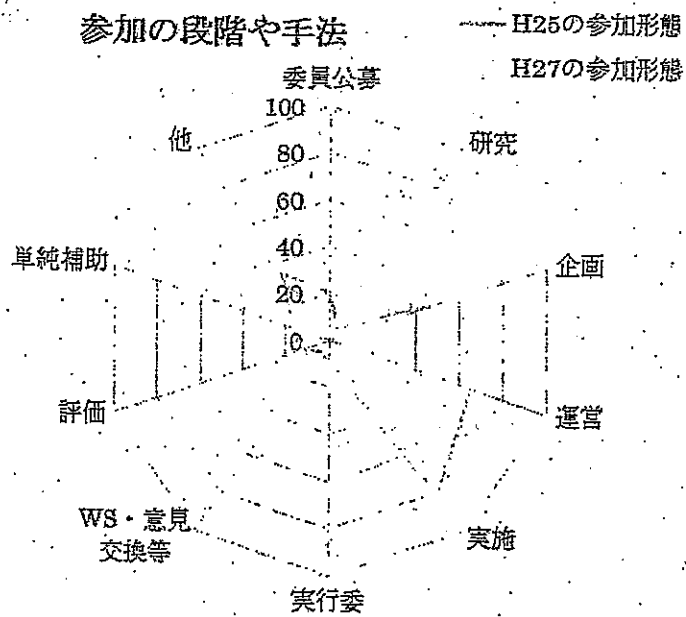


H25調査における参加形態



③ 参加形態Ⅱ（参加段階や手法）

参加の段階や手法は、複数回答としている。これまでの調査と比較しても大きな変化は見られない。企画、運営、実施はバランス良く実施されている。実施時や単純補助（お手伝い的な参加）に比して、ワークショップ（ws）や研究などまちづくりに関する意見交換の機会が少ない。

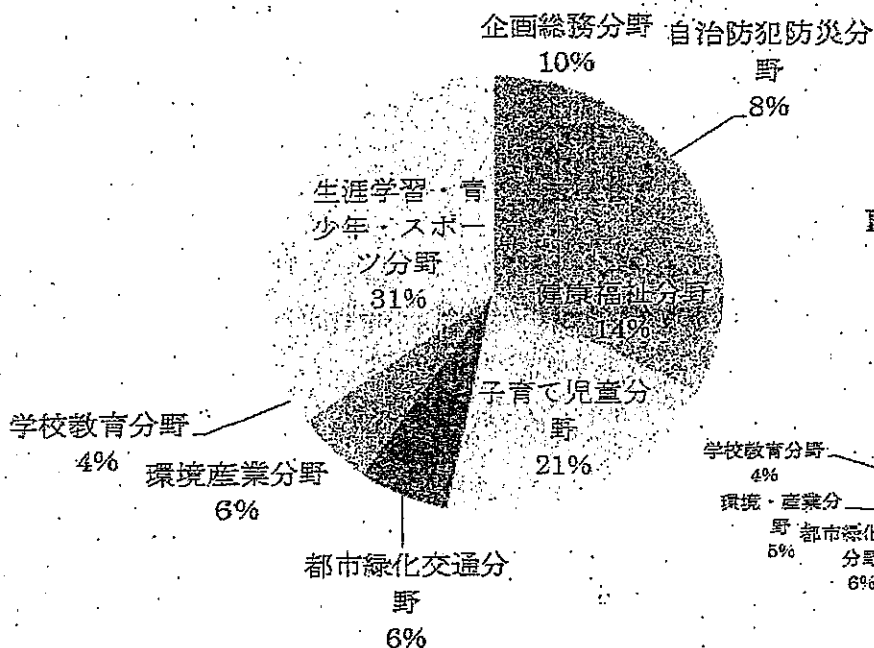


④ 行政分野別住民参加の状況

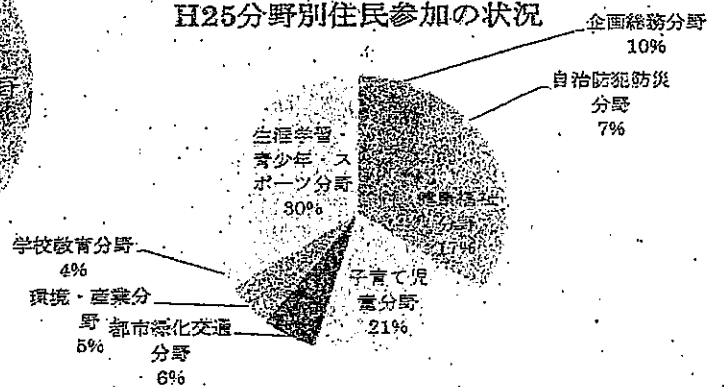
分野別にみると、生涯学習や子育て、福祉等、業務上住民と日常的に接する機会が多い分野が、企画運営への住民参加事業も多くなっている。

今後は、企画総務分野や都市建設分野を含めて、各分野へバランス良く住民参加が進むことが望まれる。調査は量的な把握であって参加の質は考慮しておらず、分類方法にも課題が残る。

H27分野別住民参加の状況



H25分野別住民参加の状況



◎調査上の用語定義

<参加形態Ⅰ/活動軸>

- ①住民主体＝住民の事業活動に行政が何らかの継続的関与をしているもの。
- ②住民参加＝施策・事業の立案、決定、実施、評価のいずれかの過程に住民が関与しているもの。単なる来場者や受講者は除く。
- ③団体委託＝事務事業の一部又は全部をNPO法人や社会福祉協議会等の公益団体に委ねるもの。業務委託・共催・協力等の事業連携を含むが、営利事業者への委託や指定管理は除く。
- ④協働＝住民組織と行政が対等性をもって役割分担を行い、企画から実施（評価）に至るまで連携協力するもの。H23調査より新規項目。

＜参加形態Ⅱ／段階や手法＞

- ⑤委員公募＝審議会等の会議の委員を公募等の開かれた方法で選任・委嘱するもの。
- ⑥研究＝総合政策又は分野施策の重要課題について住民と行政が継続的に共同研究するもの。H23 調査より新規項目。
- ⑦企画＝事務事業の企画・立案など準備段階に住民が関与するもの。
- ⑧運営＝住民による会議や組織などを設置して継続的に事務事業の運営過程に住民が関与するもの。
- ⑨実施＝事務事業の実施段階で、住民の知識・経験を活かして実践をサポートしてもらうもの。但し、単に講座やイベントの来場者・受講者としての参加ではなく、住民がスタッフ的な役割をもつものに限定する。
- ⑩実行委員会＝イベントや講座の開催にあたって、住民主体の実行組織を結成して企画、実施、反省の一連の事業過程を委ねるもの。
- ⑪WS 又は意見交換会＝ワークショップや住民討論等の形式で、住民同士又は住民と行政が、施策や事業のあり方について意見交換し、課題整理や提言、企画立案等を行うもの。H23 調査より新規項目。
- ⑫評価＝事務事業の過程や結果において、広く住民から評価を受け、継続や見直し等、今後の企画に反映することを意図するもの。
- ⑬単純補助＝事務事業の準備や実施段階における単純な補助や手伝い（スタッフ）であって、企画や運営に住民の意見やアイデアの反映を意図しないもの。
- ⑭その他の参加手法＝出前講座や人材登録、ボランティア養成など、今後の住民の参加意欲の高揚を意図した働きかけ。

【大学との連携事業】

連携協力に関する包括協定（平成19年10月）等に基づき、地元淑徳大学との連携事業として、主に次のようなものが実施されている（平成24～27年度実績）。

- ①みよしコミュニティカレッジの開設委託
（年3～4講座／スポーツ、異文化、パソコン、歴史文化など）
- ②各種審議会等への教員派遣（政策研究所プロジェクトチームアドバイザー、健康づくり推進会議委員など）
- ③実習生受け入れ（保育実習、教育実習）
- ④こども大学みよし実行委員会への参加（カリキュラム作成、講師、施設提供など）
- ⑤交通安全教育技能コンクールへの学生参加（交通安全パネルシアター）
- ⑥ボランティア研修受け入れ（みよしまつり）
- ⑦協働のまちづくりフェアへの学生参加（運営補助、ステージイベントなど）

(2) 協働のしかけ(制度)の整備・運用現状

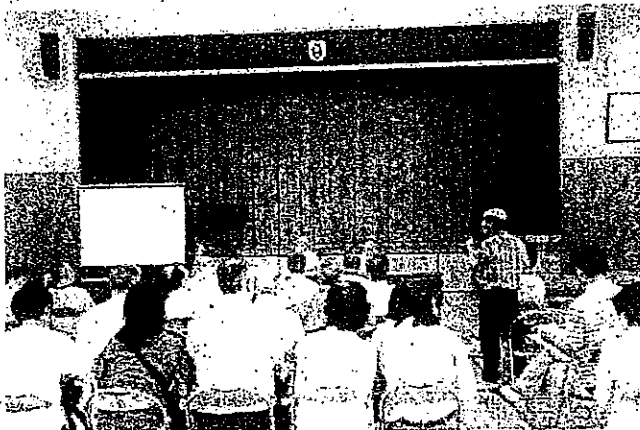
協働のまちづくり条例施行規則第4条各号において、第1次協働のまちづくり推進計画に基づき、協働を推進するためのしくみ(しかけ・制度)が定められている。しくみの概要と整備・運用状況については、概ね次のとおりである。

①情報共有のしくみ(規則第4条第1号)

ア まちづくり懇話会 重要計画・施策・事業その他町政全般に関する住民と町長の意見交換の制度。

平成19年度に要綱を整備した。当初は、行政区単位で集会所を会場とし、議題を用意せず住民の意見・提案をとりまとめていたが、平成23年度は小学校区単位として、町政全般又は地域限定の重要政策に関して町の説明を行い、意見を交わす企画とし、5会場で総計185人の参加を得た。平成24年度からは、会場を行政区単位に戻し、町の重要政策に関しての説明を行い、意見を交わす形態を継続している。

年 度	参加者数	議 題
平成24年度	468人	財政状況 スマートIC 防災対策
平成25年度	563人	地域の公共交通 自治基本条例
平成26年度	529人	第5次総合計画策定 デマンド交通 スマートIC
平成27年度	511人	第5次総合計画策定 食べて!歩いて!健康長寿! 町の財政状況と地方創生



<まちづくり懇話会>

イ 情報公開制度

情報公開条例（平成 17 年度）に基づく請求による行政情報の公開と条例によらない行政の積極的な公表のしくみ。情報公開条例に基づくものは、平成 22～23 年度で合計 50 件の請求・公開が実施された。近年は、行政の透明性の確保が重視されるようになり、財政状況を含めて、広報やホームページで住民が必要とする情報を各行政分野が積極的に公表するようになってきたためか、条例に基づく公開請求は、平成 24～27 年度の年平均が 8 件にとどまっている。

ウ 出前講座等まちづくり学習制度 住民の要請により、町職員を住民が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援するもの。平成 22～23 年度は、介護予防や防災等のテーマで 12 件の派遣であったが、平成 24～27 年度は、年平均 27.5 件であり、介護予防・防災に加え、健康講座や読み聞かせ、三芳の歴史など専門分野の学習について、各担当課が支援した。

エ 審議会等会議の公開制度 地方自治法に規定する審議会等の附属機関やこれに準ずる会議を住民に公開する制度で、平成 20 年度に指針が制定され、平成 22～23 年度は合計 85 件、平成 24～27 年度は年平均 58 件で、26 年度から年平均 70 件以上と多くの会議が公開された。

オ 地域懇談会

町が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、住民に内容の説明や情報提供を行い、住民の意見を広く聴き、当該計画等に反映させるもので、策定の際に、担当部署ごとに実施している。平成 24～27 年度は、スマート I C（47 団体）・公園整備（2 回、87 人）・芸術文化懇談会（10 人）・地域福祉懇談会（93 人）が実施された。

カ 町長への手紙

住民の視点からまちづくりの課題を直接町長に提言する制度で、平成5年から実施している。その後メール形式を追加した。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
手紙	27	30	33	31	31	14
メール	73	155	99	87	80	70
合計	100	185	132	118	111	84

※27年度は(平成28年1月現在)

②政策形成過程における住民参加のしくみ(規則第4条第2号)

ア 政策研究所

公募による住民と職員が、学識経験者の助言を受けながら町の重要課題について調査研究し、政策形成、提言していく住民参加のしくみ。平成23年度に導入され、町が提示した政策テーマに取り組んできた。

平成23年度	観光のまちづくり 公共交通 自治基本条例
平成24年度	公共交通 みどりの保全・活用 三富新田再生
平成25年度	公共交通 三富新田再生 芸術文化
平成26年度	芸術文化
平成27年度	子育て応援懇談会

イ 意見交換型世論調査 無作為抽出で選定された住民が、一定の施策情報や論点に対して、アンケートと意見交換を組み合わせ、世論を形成していく住民参加の調査手法。平成23年度導入され、公民館の管理運営や建て替えを論点として実施された。

ウ パブリック・コメント手続制度 町が基本的な方針や計画、条例・規則の策定する過程で、住民の意見を広く募集して反映させる制度。平成19年度にパブリック・コメント手続条例を制定した。開始以来(平成19~27年度)、計55件の事案で実施された。

エ 審議会等委員会公募制度 町が審議会又はこれに準ずる会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く住民から募集する制度。平成 22～27 年度あわせて延べ 17 件の審議会等で住民公募を実施している。

オ 住民提案型事業委託制度（まちづくり提案制度） 町がまちづくりのモデルとなる事業等について、住民から広く提案を募集し、これらの提案の地域コミュニティや自主的なまちづくり活動を支援するしくみ。平成 23 年度から公募型補助金制度により、まちづくり提案の採択という一部が実現。（③エ参照）その後、平成 25 年度に町だけが公共サービスを担うのではなく、住民の視点により企画された提案を募集・事業化する「提案型事業委託制度」を制定し、平成 26 年度に 1 件採択した。

カ ワークショップ手法等による施策立案会議制度 町が主要な施策・事業を策定する過程で、グループワーク等により住民と町が課題を出し合い、整理しながら解決手法の案を作り上げていく企画立案手法。これまで、協働のまちづくりや政策研究所、（仮称）自治基本条例検討町民会議、中央公民館ワールドカフェなどのワークショップで実施されている。

③事業実施段階における住民参加のしくみ（規則第 4 条第 3 号）

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 町の事業に住民の視点を導入しながら、住民が主体となって組織的に内容を企画・運営し、実施するしくみ。みよしまつり、産業祭、体育祭、子どもフェスティバル等のイベント実行委員会の他、公民館社会講座（まちづくりネット）の企画等で採用している。

イ 事業サポーター制度 町が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している住民が当該事業のスタッフとして実践に関わるものだが、前項の制度の中で運用されている例が多い。

まちづくりネットの野菜市や平地林整備事業では、住民や企業が実践のサポートで参加している。また、文化会館のボランティアスタッフは、指定管理者制度運用前より組織され、現在も継続して実施されている。

ウ 協働のまちづくり登録制度 住民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録するしくみ。現在は福祉・社会教育等の分野ごとに行われている。

エ 公募型補助金制度 住民の公益活動等を支援してまちづくりに寄与するため、従来の補助金交付を見直して、広く公募を行い、第三者の視点を導入して透明性のある決定手続きを行うしくみ。平成 23 年度に導入された。この制度により採択され、交付された団体は 30 件ある。

④施策・事業評価における住民参加のしくみ（規則第 4 条第 4 号）

ア 住民モニター制度 町が実施している、又は実施した施策・事業に対して、住民が感想、アイデア等を寄せるしくみだが、制度化には至っていない。

イ 住民意識調査 調査項目を設定し、広く住民から当該行政分野の現状に対する満足度や今後に期待する意見を収集して傾向を把握・分析するもの。今後の計画等に反映させようとする場合は、地域懇談会等と組み合わせて実施することが多い。最近では「総合計画」策定に反映させるため平成 26、27 年度に実施したほか、「子ども・子育て支援事業計画」や地域福祉計画・地域福祉活動計画」など福祉・子育て等の分野で取り組んでいる。

ウ 行政評価制度 総合振興計画に基づき策定される 3 か年実施計画の掲載事業について、行政の内部評価を行う事務事業評価は、平成 19 年度から本格導入し、評価の概要が公表されてきた。平成 22 年度は 257 事業、23 年度は 243 事業について実施した。

この制度を住民参加のしくみに運用し、平成 24 年度には「事業の仕分け」が 16 事業を対象に実施された。平成 25 年度には外部評価制度を試行し、20 事業を評価し、本格実施の平成 26 年度 178 事業、平成 27 年度 131 事業について外部評価が実施された。

(3) 協働のまちづくりネットワークにおける協働モデル事業

協働のまちづくりネットワークは、協働のまちづくり条例に定める協働推進組織として平成 20 年 9 月 28 日に設立され、5 つの分野グループが行政各担当課と連携しながら、協働アクションプラン（2008 年度版、2012 年度版）に描かれた協働モデル事業を企画・実施した。

各事業の概要と成果・課題は以下及び資料編 1 のとおりである。

①健康福祉グループ

2008 年度版

テーマ 高齢者・障がい者の居場所づくり

事業 ふれあいサロン開設（又は開設支援）

・藤久保 5 区、北永井 2 区、藤久保 4 区

2012 年度版

テーマ 介護が必要になっても高齢者が住み慣れた町で安心して暮らせることができるまちづくり

事業 家族介護者のための「憩いサロン」を開設

②みどり環境グループ

2008 年度版

テーマ ア) 雑木林（ヤマ）の活用と環境教育

イ) エコライフ推進（ゴミ減量）

ウ) 公園マップづくり（自然を活かした公園づくり）

事業 ア) グリーンサポート隊による雑木林保全作業と環境教育

イ) 県のエコライフデイへの住民参加促進

ウ) 公園紹介パンフレットの作成（魅力紹介）

2012 年度版

テーマ ア) 平地林の保全・整備と環境教育

イ) エコライフの推進

ウ) 花いっぱい運動の方策の検討・具現化

事業 ア) グリーンサポート隊による雑木林保全・整備と環境教育

イ) エコライフの啓発一町民の意識向上

ウ) 花いっぱい運動展開（検討）

③都市安全グループ

2008年度版

テーマ 安全・安心なまちづくり

事業 安全安心マップの作成と活用

2012年度版

テーマ 安全・安心なまちづくり

事業 ア) 安全マップの継続的見直し作業と活用支援

イ) 自転車の安全教育・普及への支援活動

ウ) 三芳町の交通形態の実態とその問題を探る

④産業観光グループ

2008年度版

テーマ 三芳の顔づくり

事業 ア) みよしっ子やさい市の開設（三芳農産物の規格外品の販売）

イ) 埼玉 B 級グルメ王決定戦参加 他

2012年度版

テーマ 三芳という農産物産地の知名度を上げる

事業 ア) 定期開催の野菜市の継続

イ) 三芳産野菜を使った料理教室

ウ) 知名度アップ事業（観光・イベント）

エ) オリジナルマップの作成

⑤教育文化グループ

2008年度版

テーマ 子どもの居場所づくり

事業 子どもの学習支援

2012年度版

テーマ 子どもの居場所づくり

事業 ア) 子どもの学習支援

イ) 地域文化の認識と伝承

ウ) 社会講座の開催（未掲載事業）

⑥全体プラン（運営委員会主管）

2008年度版

事業 ア) 協働のまちづくり公開学習会（次項（4）1参照）

イ) まちづくり活動担い手支援事業

ウ) まちづくりネットニュース発行（年2回）

2012年度版

事業 ア) 協働のまちづくり啓発事業(学習会)

イ) まちづくりネットWEBサイト開設検討事業

ウ) 他の公益団体との連携推進事業

(4) 協働に係る学習会の実施状況

町とまちづくりネットは、継続的に連携して協働にかかる学習を開催し、研さんと交流を図ってきた。事業の経緯と概要を資料編2に示す。

①平成18年度～25年度 協働のまちづくり公開学習会

②平成22年度～27年度 協働のまちづくりフェア

③平成26年度～27年度 まちづくり交流会

6章 町の協働展開の課題と新たな動き

(1) まちづくりの担い手不足と多様なまちづくり主体

まちづくりネットはもとより、公益活動を行うボランティア団体等は、町内に多く存在しており、従来、地道ながらも、草の根的に地域を支えてきた団体も多い。社会福祉協議会や各種の団体連合体等では、こうした人々の力をつないで地域福祉や特定分野のまちづくりに活かす活動を続けてきている。しかしながらその多くは、慢性的な担い手不足や高齢化に伴う後継者に悩んでいる様子がうかがえる。

様々な調査結果をみると、団塊の世代等をはじめとして、これから地域活動を始めてみたいという住民は多く潜在していると推察されるが、自分に合ったまちづくり活動を見つける手立てが不足しており、一方で、活動組織側では活動の魅力や醍醐味を伝える手法に行き詰っているという現状もみられる。

協働の事業計画である「協働アクションプラン」は、まちづくりネットと行政の間の協働事業計画にとどまるものであることから、他の公益団体を含めた多様な主体の連携・協働の枠組に発展できなかつたという課題があり、第5次総合計画では多様な協働を目指すこととなった。

近年、他の公益団体との交流や連携を視野にいれた、まちづくり交流会や協働のまちづくりフェアにおいて、多くの団体の参加・参画が見られ、今後の発展に期待が持てる。

(2) 新たな協働展開の動き

近年、町では、5章(2)に掲載したような新たな手法による参加型行政が展開されている。市民研究員等による政策研究所、財政白書づくり、外部評価制度、提案型事業委託制度等、その多くは政策レベルでの協働であり、あわせて情報公開の徹底も進められている。これらは、従来のお手伝い型住民参加や手続き上の情報公開の対極に位置づけられるものである。まちづくりのビジョンである、第5次総合計画策定においては、策定のための審議会委員の公募や住民意識調査、小中学生まちづくりアンケート、アンダー39まちづくり会議など策定段階での様々なプロセスを実施し、参加型行政への拡大がみられた。

(3) 事業協働と政策協働

平成19年度に設置された「協働のまちづくりネットワーク準備会」では、前述のとおり主として「組織」と「事業」について検討されたが、政策については、協働過程を経て策定された「第4次総合振興計画」に基づ

くこととして、政策実現のために具体的な事業レベルで「ともに汗をかき協働」が展開されることとなった（事業協働）。準備会としてもより分かりやすい協働を地域に浸透させることを優先したと考えられる。

しかし、住民参加や協働が標準化してくると事業レベルの協働に限定せず、時代の変化に対応した新たな政策の立案についても、政策研究所の取り組みをはじめ、住民参加によって検討されはじめている。（政策協働）

（４）自治と協働

４章の定義で示したように、重要な協働主体である「NPO（テーマ型）」と「コミュニティ（エリア型）」の連携が不足していると考えられる。それぞれの活動では、充実した活動が見られる。テーマ型では平地林保全事業や交通安全教室、児童館事業での読み聞かせなどが行われている。また、コミュニティ（エリア型）においては、東日本大震災以降、住民の防災意識の高まりとともに重要性が叫ばれ、地域連携避難訓練、行政区加入促進事業などが行われている。今後は、それぞれが相乗効果を生むべくタイアップの機会を探ることが重要である。

以下、自治と協働に関する課題として重要なキーワードを列挙する。

- ①地域自治…コミュニティ／地縁型まちづくり
- ②分野協働…NPO／テーマ型まちづくり
- ③「参加」「参画」「協働」

（５）まちづくりネットと行政の協働事業の課題

事業協働は、まちづくりネットを中心に各担当課との連携でモデル事業として推進され、その効果もあって、従来、特定分野に偏っていた住民参加が幅広い分野に拡大されていくことに貢献した。

しかしながら、アクションプラン作成時において、住民も行政も「協働」の考え方に必ずしも統一がなく、手探りで分野事業が抽出され、すり合わされていった感もある。特に、初期段階で協働の大前提となる「まちづくり課題の共有」が住民と行政の間で不十分であった。このことにより、協働事業の展開において、住民と行政の役割分担が明確でなく、活動軸が一方に偏ったり、事業の公共性が明確にならず市民権を得づら、などの課題が見られた。

近年、まちづくりネットにおいては、担い手不足から、次の課題に取り組むを進められない現状があり、また行政においては協働事業への関わり方に躊躇もみられる。今後は、行政・住民間で真に解決すべき課題は何かの共有化を図り施策を重点化した上で、お互いにできること、できないことを明確にして、明確な役割分担のもと解決を目指す必要がある。

特に、各分野で新たな担い手を受け入れるための「入り口整備」は双方の喫緊の課題である。

7章 基本方針及び施策の大綱

(1) 基本方針

多様な協働で まちの魅力と安心を デザイン

町内では様々なまちづくり活動が様々な形態で展開されていることから、多様なまちづくり主体の連携が重要になってきた。また、事業協働のみならず、政策協働の可能性もまちづくりの重要な要素になってきた。

本計画においては、第5次総合計画がめざす「未来につながるひと まちみどり 誇れる町」の実現に寄与するため、町を構成する多様な主体が一体となってまちの魅力と安心を創出すべく、効果的な協働を展開することを基本的な方向とする。

(2) 施策の大綱と目標

「多様な協働でまちの魅力と安心をデザイン」の基本方針のもと、施策の大綱を定める。大綱は、施策の柱と個別施策により構成する。

◆施策の柱Ⅰ：多様な主体（協働パートナー）による連携と協働

（NPO、地域コミュニティ等との協働）

<個別施策>

- ①協働理念の共有とまちづくりの担い手発掘・育成
- ②多様な活動主体の効果的連携促進

<成果指標（目標値）>

「まちづくりネットの担い手住民数」※まちづくりネット各分野事業の実働人数

平成27年度 153 ⇒ 平成31年度 180

「協働連携団体数」※まちづくりネット団体登録・交流会等連携

平成27年度 21 ⇒ 平成31年度 25

◆施策の柱Ⅱ：多様なレベルでの協働展開

(政策・施策・事業の各レベルに応じた協働手法の適用)

<個別施策>

- ①政策協働と事業協働の双方向関与の促進
- ②協働の多様な取組みに対応できる推進体制の整備

<成果指標(目標値)>

「政策又は施策協働の取組み数」※住民公募による政策・分野計画の検討会議等の数

平成27年度 24 ⇒ 平成31年度 26

「まちづくり懇話会参加者数」

平成27年度 511 ⇒ 平成31年度 600

◆施策の柱Ⅲ：施策を推進するしかけの整備・促進

(施策の柱Ⅰ・Ⅱを実現する制度・基盤・体制)

<個別施策>

- ①情報共有
- ②段階に応じた住民参加
- ③まちづくり人材のマッチングと活動組織の体力強化
- ④協働推進のための基盤整備
- ⑤柔軟な協働推進体制の構築

<成果指標(目標値)>

「協働推進制度の設置数」※5章(2)に基づく協働のしかけ(制度)の数

平成27年度 19 ⇒ 平成31年度 20

「提案型事業委託制度応募団体数」

平成27年度 0 ⇒ 平成31年度 3

8章 施策の柱 I 関連の推進施策

◇◇◇◇ 多様な主体（協働パートナー）による連携と協働の展開 ◇◇◇◇

(1) 協働理念の共有とまちづくりの担い手発掘・育成

計画段階からの情報公開を徹底して、可能な限り住民関与を広げていく中で、住民がより参加や協働に関わりやすい条件づくりを行っていく。まちづくり活動へ「はじめの一步」を応援して意欲を喚起し、継続していけるよう適切な情報提供（つながり支援）を行っていく。

【推進する取組み】

- ①各分野における協働事業メニュー整備の促進と地域啓発
- ②協働事業立案時における住民と行政の課題・目的意識の統一と役割分担の明確化
- ③まちづくりネット登録者の増加促進（事業登録、団体登録含む）
- ④行政各課における意識改革と協働・住民参加の機会の拡充
- ⑤大学との人材交流、共同企画の促進
- ⑥女性や障がい者のまちづくり参加環境の整備・拡充

(2) 多様な活動主体の効果的連携促進

まちづくりネットは条例（施行規則）に規定された協働推進組織であり、今後は「まちぐるみの協働」に向けた推進役として機能が期待される。唯一の協働パートナーということではなく、他の公益活動とともに新しい公共の担い手として高めあう関係性が求められる。まちづくりネットの事業も他の公益団体の事業も、対等なまちづくり活動として信頼関係を築きながら、連携して「協働のまちづくり」に広がりが高まりが創出されるよう促進する必要がある。

今後、まちづくりネットに加えて、NPOや地域コミュニティが町行政との組織的な協働を行う「協働パートナー」の中核になってくることが期待される。行政活動はもちろん、NPOや地域コミュニティへの住民個人の「参加」は、協働に大きく寄与することになり、参加なくして協働は実現しない。

「地域コミュニティ」と「NPO」が補完し合いながら、まちづくりの縦糸と横糸として機能するよう、協働推進本部、まちづくりネット、さらには区長会が推進役となってこれらを紡いでいくとともに、公共的団体・機関（社協、大学等公益的法人を含む）のノウハウを効果的にまちづくりに活かすため、対等性に留意しながら事業連携していく必要がある。

また、規則5号団体（その他自発的・自立的な公益活動を行う集団）を広く解釈し、営利集団ではあるが、企業による公益活動（社会貢献活動／CSR）

も協働の概念に含めることが有効である。

【推進する取組み】

- ①行政区等の地域コミュニティ（エリア型まちづくり）との協働の推進
- ②町内の多様な公益団体によるまちづくり活動の現況調査
- ③まちづくりネット、NPO（テーマ型まちづくり）、地域コミュニティとのコラボレーション（イベント・事業活動の共催等）の展開
- ④公益的法人（社協・大学等）、地域貢献活動を行う事業所との協働の推進
- ⑤公益団体相互の協働の促進

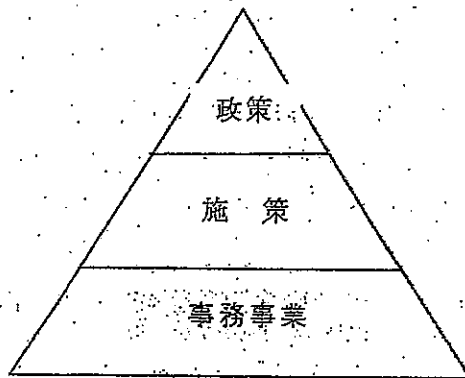
9章 施策の柱Ⅱ 関連の推進施策

◇◇◇◇ 多様なレベルでの協働展開 ◇◇◇◇

(1) 政策協働と事業協働の双方向関与の促進

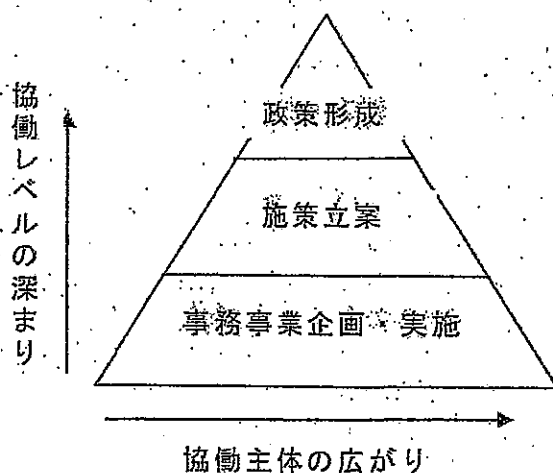
従来の協働は、第4次総合振興計画に掲載された各種施策（特に重点施策）を実現するための手法として、下図のとおり、行政活動の体系のうち事務事業レベルの活動を中心としてその基礎を築いてきた。

（第1次協働のまちづくり推進計画）



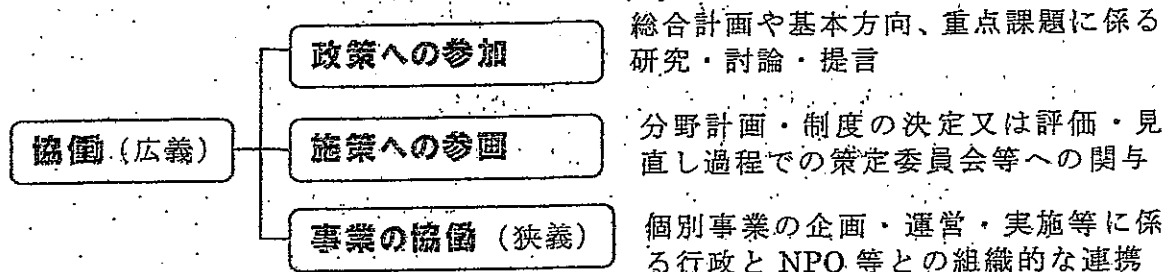
しかし、新たなまちづくりの方向性を民主的に導き出すための協働手法が必要になってきたため、第2次協働推進のまちづくり推進計画においては、協働が政策レベルまで拡大し、下図のように考え方を整理した。

（第2次協働のまちづくり推進計画）



協働レベルに応じた取組み（しかけ）の概要を次のように整理するが、それぞれのしかけのレベル（深さ）は明確に線引き（固定）できるものではなく、柔軟に行き来しながら推進されるべきものである。

【政策・施策・事業の協働イメージ】



【推進する取組み】

①政策レベルの協働の推進(重要政策・財政等の町の基本方向への参加)

町長や議会による町の基本方向・重要政策の決定手続き過程において、「参加」や「提言」を基本にしつつ住民が関与するもの。住民参加を経て決定した政策を基に、さらに参加層を拡大しながら、それを具現化するための具体的な施策・事業レベルの協働に発展させることが望ましい。

政策や財政への住民参加が進めば、住民が行政運営全般の情報を共有した上で、住民それぞれの立場で関与の必要性や方法を見つけることができる。地方分権の中で自治体間競争が激化し、生き残るために町にどんな政策ビジョンが必要とされているのか、財政は破たんしないと言い切れるのか、などは行政のみが決めるのではなく、まちづくりの当事者である住民自身が情報を共有し、気付き、克服に向けた政策提言を行うことも大切である。

「政策研究所」等は政策レベルではあるが、協働の取組みとしても重要なものとなってきている。政策協働は、「参加」や「提言」を主軸として、議会制民主主義との両輪で政策決定に導かれることが有効と考えられる。

<政策レベルの協働のしかけ例>

総合計画策定、行政改革大綱策定、政策研究所、まちづくり懇話会、自治会座談会、意見交換型世論調査、行政評価(外部評価)、財政白書づくり、公募型補助金制度等への「参加」や「提言」

②施策レベルの協働の推進(分野の計画・施策・制度策定への参画)

事務事業が円滑に実施されるためには、その分野事業を推進する根拠となる施策・計画への位置づけが不可欠であることから、計画策定段階への住民参画は重要な協働手法となる。政策への「参加」と事業の「協働(狭義)」の双方を考慮しつつ進める必要がある。こうした計画づくりへの関与がら、施策の当事者意識への意識変化を期待し、当該施策決定後も住民関与層を拡大しながら、施策の実現を目指して事業レベルの協働に結びつけることが有効と考えられる。

これまでは、協働事業のプラン化の中で分野課題を抽出してきたが、本来は施策策定の過程で、住民と行政が課題を抽出し合い、当該施策・計画づくりに対して提案し合うことが、その後に期待する円滑な事業協働につながると考えられる。さらに、当該施策立案の過程で、協働によって施策達成効果のあると思われる事業群を導き出しておく、次のステップとして具体的な事業協働へ

の進展が容易になる。

このように、協働で「目指すもの」や協働で実施する「効果」を双方が確認し合うことで、事業実施段階になって「決められたものへの住民参加(手伝い)」という不信を招かない効果が期待できる。施策を協働で進める際の留意点としては、次のような事項が挙げられる。

- ア) 総合計画(基本計画)との整合
- イ) 住民ニーズ・地域課題の検証
- ウ) 既存又は類似する活動の調査(支援か連携か)
- エ) 住民活動でも行政活動でもなく「協働」で推進する必要性 など

<施策レベルの協働のしかけ例>

公募等による各種審議会(法令設置)、分野計画策定委員会(任意設置)、分野施策検討委員会、施策立案ワークショップ等への「参画」

③事業レベルの協働の推進(事務事業の企画・実施における協働)

政策提言や施策審議等の「参加」「参画」による行政への関与から、より積極的・具体的な「事業の協働(狭義)」に進むよう推進する。施策の実現に向け、協働で行うと効果があると判断される事業について、企画立案～事業実施～評価の各段階でタイアップするもので、行政と住民が事業目的を共有し、それぞれが果たすべき役割を分担して連携・協力し合うレベルの協働である。

事業スタート後も、随時、住民・行政で当該協働事業の検証をし、必要により軌道修正や次のステップへの展開で新たな住民参加も促進する必要がある。また、地元大学生など、若い力を活用する条件整備も協働の活性化に大きな効果が期待できる。

さらに、事業の性格によっては、行政区・自治会単位や地区PTA単位等と連携し、地域活動(エリア型)に定着させるなど、モデル事業等を通して意識的に地域人材を発掘するよう働きかけることも重要である。地域活動に定着した時点で、モデル事業を脱却し、協働形態を変えたり、独立した活動となるよう促すことも考えられる。

今後は、施策の柱Ⅰ「多様な主体(協働パートナー)による連携と協働の展開」を踏まえ、様々な公益団体のまちづくり情報をつなぎ、その知恵と力を効果的にまちづくりに活かす工夫が求められる。活動や人的資源をつなぎ、ネットワーク化することで、まちづくり効果の最大化を図ることを目指す。

そこに行けば他の活動情報が入手できたり、気軽に交流ができる「市民活動支援センター」、又は公益団体が共同で利用する「協働オフィス」等、協働交流拠点の設置が望まれるところである。

<事業レベルの協働のしかけ例>

環境保全・緑化推進事業、エコ推進事業、居場所づくり事業、地域福祉見守り事業、農産物直売・観光PR事業、自主防犯事業、自主防災事業、交通安全啓発事業、文化・スポーツ振興事業、地域国際交流事業等、まちづくりネットや公共的団体・機関、実行委員会等との「事業協働」

(2) 協働の多様な取組みに対応できる町推進体制の整備

町協働推進本部では、これまでも様々な企画で協働職員研修を実施し、座学中心ではなく、ファシリテーションやプレゼンテーションの能力を向上させ、協働の推進に寄与しようとしてきた。ファシリテーションについては、実際に住民と合同のワークショップの場面になると、住民がファシリテータとなるケースが多く、成果が発揮されることが少なかった。プレゼンテーションについては、「まちづくり懇話会」や「職員特別研修」において少しずつ研修成果を活用する場面が出てきた。

今後引き続き、住民参加促進の一環として(説明責任も含む)、職員の意識改革や政策形成能力、提案力の向上を図るとともに、地域課題の解決に向けて住民と対等に提案し合い、又はコーディネートできる職員の育成と柔軟な本部体制の構築を目指すこととする。

【推進する取組み】

- ①行政活動への住民関与及び住民の協働提案の促進
- ②職員の意識改革と政策提案の活性化、プレゼンテーション能力の向上
- ③地域課題に応じた町協働推進本部体制の柔軟な再編(10章(5)参照)

10章 施策の柱Ⅲ 関連の推進施策

◇◇◇◇ 施策を推進するしかけの整備・促進（制度・基盤・体制） ◇◇◇◇

(1) 情報共有

住民参加や協働は、まちづくり情報の共有がなければ進めることは不可能である。協働のまちづくり条例の施行以来、行政情報の公表は大きく前進し、情報公開条例に基づく公開規定にとどまることなく、積極的に行われるようになってきた。しかしながら、必ずしも住民が求める情報がわかりやすく提供されているとは言い難い状況も散見される。

今後、施策の柱Ⅰ・Ⅱに示すように、「協働主体者の広がり」と「協働レベルの深まり」を進めるためには、まちづくりを念頭に置いた情報共有のあり方として、量から質への転換が検討される必要がある。

さらには、住民主体のまちづくり活動相互の協働（コラボレーション）を促進していくためには、行政情報に限らず、多様なまちづくり情報の収集と提供も重要になる。

なお、まちづくりに伴う個人情報については、福祉情報など特に慎重な扱いが求められるところだが、委縮することなく、活動主体に必要な最小限の情報共有については、粘り強く地域への理解を促していく必要がある。

【推進する取組み】

- ①まちづくり懇話会や自治会座談会の効果的運用
- ②出前講座制度の整備
・各課施策テーマによる出前講座のしくみ検討
- ③多様なまちづくりの情報ステーションの検討（ホームページ等）
→10章(3)①「人材と活動のマッチングシステム」参照
- ④パブリックコメント制度の効果的運用
- ⑤会議公開制度の周知と活用

(2) 段階に応じた住民参加

前項により、一定の情報共有が図られている前提において、政策・施策・事業の各レベルで有効な住民参加段階（研究、企画、実施、評価）が検討されることになるが、政策や施策への参加はそもそも研究や企画、評価に適したものであるのに対して、事業は企画から実施、評価に至るまで一貫した住民関与が可能である。政策や施策への住民参加の過程で抽出される事業群が、

ア) 住民と町が協働で進めるべき事業

イ) 住民の主体的な活動として促進すべき事業（住民相互の協働も含む）

ウ) 町が直轄で実施すべき事業

エ) 町の監督指導のもと事業者委託で進めるべき事業 等に分類されることによって、事業協働に進むべきポイントを絞り込むことができる。

ア) の事業協働では実施段階だけの住民参加は避け、企画・運営・評価に至るまで当事者責任として住民が関与できるよう努めることが望ましい。

なお、このような事業協働へ導くための施策協働では、地方自治法や条例に基づく審議会に限らず、積極的に住民参加型の検討委員会を立ち上げるなど、当該計画や施策の方向性を住民参画のもとで検討していくよう努めることとする。

以下のしかけを積極的に活用して住民参加・協働を促進する。

【推進する取組み】

- ① 政策・施策の研究、提言、立案への住民参加・参画の推進
 - ・ 政策研究所
 - ・ 意見交換型世論調査
 - ・ 審議会等委員公募制度
 - ・ 住民提案型事業委託（団体等の提案に基づく事業採択～団体委託）
 - ・ ワークショップ（基本構想を含む計画等の策定）
 - ・ 分野計画、主要施策、行政改革等の策定検討委員会 等
- ② 事業の企画・実施への住民参画及び事業協働の推進
 - ・ 協働アクションプラン策定
 - ・ ワークショップ（事業の企画や見直し）
 - ・ 企画運営委員会、又は実行委員会
 - ・ 協働のまちづくり登録制度
 - ・ 事業サポーター
 - ・ 公募型補助金制度（公益事業提案を含む） 等
- ③ 評価制度の活用推進
 - ・ 住民モニター制度
 - ・ 住民意識調査（施策満足度のモニタリング）
 - ・ 行政評価制度（外部評価） 等

(3) まちづくり人材のマッチングと活動組織の体力強化

二の足を踏んでしまいがちなまちづくり活動への「はじめの一步」を応援して初心者の意欲を喚起し、まちづくりの担い手となる人材をストレスなく活動組織につなぐため、双方向の情報提供（つながり支援）システムの開発検討や体験学習機会の増加を図る。また、NPO等公益団体の法人化を促進するなど、自立基盤の確立や体力の強化を支援する。

【推進する取組み】

① 人材と活動のマッチングシステム

各部門のまちづくり活動メニューを相互リンク化して、「まちづくり情報ステーション」等をインターネット上で構築し、「活動を探す個人」と「担い手を探す組織」を、各種公共窓口でつながり支援・紹介できるシステムを検討

する。

②公益活動を行う団体の自立・法人化促進

協働の主体者である各種の公益団体が、自ら市民権を獲得し、経済的な基盤をもって、自立した「新しい公」として発展していくには、NPO法人、社団法人等の法人格取得もひとつの選択肢として検討が望まれる。こうした団体の自立基盤の確立によって、町の「協働パートナー」として、一層、対等な立場で共に公共的活動を進めることが容易になる。

③初心者向け学習会・体験研修の企画

これからまちづくりに参加しようか迷っている住民は、既に活躍しているメンバーへうまく溶け込めるか、自分の考え方と違うのではないか、といったことで躊躇している可能性が高い。

活動への参加を待つだけでなく、初心者向けにプログラムした「体験イベント」や「学習会」等の計画も有効と考えられる。特定の分野に特化した企画はもちろん、施策の柱Ⅰで示したように、類似した活動のコラボレーションによる体験学習プロジェクト等も相乗効果が見込めるものである。町の分野施策と一致した活動であれば、まちづくりへの住民参加の拡大を支援する観点から、協働推進本部としても「出前講座」制度と連動させるなどして、積極的な連携が必要である。

(4) 協働推進のための基盤整備

協働が円滑に展開されるためには、「ヒト」だけでなく、「モノ」や「カネ」も避けては通れない重要なバックボーンとなる。協働財源や協働拠点については、町の第4次行政改革大綱でも触れられているが、こうした基盤整備の課題も協働で解決されていくことが望ましい。

また、協働のまちづくり条例制定から8年が経過しようとしており、条例の理念を実現する方法を具体化した施行規則は、経過とともに見直しをかけることも必要になる。

【推進する取組み】

①まちづくり基金の設置検討

従来、協働事業の経費は、町協働推進本部のもと各協働事業担当課における事業予算と国・県・法人等の助成制度を活用しながら捻出してきた。それぞれの財政事情が厳しさを増す中で、協働事業に充てる原資についても協働で生み出すことを検討する必要性が出てきた。「汗を流す協働」と「資金提供による協働」が両輪として機能すると、みんなで支え合うまちづくりとして、より幅の広い活動が期待できる。例えば、事業者（企業）の社会貢献として、協働のまちづくりに寄与する選択肢が広がることにもなる。

町では、ふるさと納税制度に伴い、資金提供者が分野や活動を指定する「まちづくり寄附条例」が策定された。

今後は、住民参加型の施策事業への活用も視野に、資金提供者等がどう指定した分野に貢献し、活動が発展しているのかわかる、透明性の高い基金運用のしくみの検討も必要になってくる。

条例では、寄付金の使途として①子育てに関する事業②安心・安全に関する事業③公園・緑化に関する事業④農業振興に関する事業⑤芸術・文化・教育に関する事業⑥健康・福祉に関する事業、⑦その他の使途を指定できる。

② 協働拠点の整備検討

まちづくりネットのみならず、各種まちづくりの活動の主体者が一体となって協働の効果を発揮するためには、協働サポートセンターや市民活動支援センターといった住民のまちづくり活動拠点、情報交流発信拠点（協働による管理等）が必要になってくる。センターを総合拠点としつつ、関係機関と調整しながら、集会所や公民館等を活用したサテライト拠点の位置づけも重要になる。

③ 協働のまちづくり条例施行規則の見直しの検討

本計画に基づき新たな協働施策の展開を推進するため、「協働のまちづくり条例施行規則」に掲げる「住民参加の方法」や「協働を推進する組織」等について見直しをかけ、必要に応じて新たな方向性を加味したものに一部改正することも検討する。

(5) 柔軟な協働推進体制の構築

施策の柱Ⅰ「多様な主体による連携と協働」の実現に向けて、協働推進本部もまちづくりネットも、再編を含めた柔軟な組織体制づくりが求められる。

【推進する取組み】

① 協働のまちづくりネットワーク（まちづくりネット）の組織体制の検証

協働のまちづくり条例施行規則に規定する住民主体の協働推進組織で、健康福祉グループ、みどり環境グループ、都市安全グループ、産業観光グループ、教育文化グループで活動してきたが、グループ編成は時代に対応した分野課題や進め方によって柔軟な再編を考慮する。

また、施策の柱Ⅰ「多様な主体による連携と協働」に向けて、他のテーマ型住民活動（NPO等）との対等な連携・協働を推進することが必要となる。さらに、これまで以上に行政区等の「エリア型まちづくり活動」との連携を進める必要がある。

※まちづくりネットには規約上、グループ代表等によって各グループ間の調整を図るため運営委員会が置かれ、その事務を執行するため正副運営委員長や事務スタッフ等により事務処理委員会が設けられている。

② 区長会との協働の促進

地域コミュニティを代表するものとして、14の行政連絡区（行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則）があるが、さらに行政区間の均衡・調整・連携を図ることを目的とした組織として、同規則により区長等による「三芳町区長会」が設置されている。

本計画においては、エリア型（地縁型）まちづくり活動を行う重要な協働推進組織として、区長会を位置づけることとする。

③ 協働推進本部体制の検証

協働のまちづくり条例施行規則に規定する町長を本部長とした協働推進組織で、要綱設置の協働推進本部中、町長・副町長・教育長及び協働担当課長をメンバーとして構成する。本部の下部組織として、協働事業分野を主管する担当主幹等により協働推進部会を設置し、本部の指示のもと、まちづくりネット各分野グループとすり合わせを行い、役割を分担して事業活動を企画実施する。

今後は、他の公益団体との積極的な協働事業を検討するとともに、地域課題の変化に対応した協働メニュー（アクションプラン等）の組み換えに伴い、本部や推進部会に属する協働担当の柔軟な再編も考慮する。

④協働推進会議の多様性確保

①②③及びNPO、公共的団体・機関等の協働主体者により構成し、協働推進計画の進行管理や見直しのほか、各種まちづくり活動の相互提案や連携を推進する。(平成25年3月同会議設置要綱制定)

各協働主体者間のまちづくり協定等も視野に協議を進める。

11章 協働アクションプラン2016 の策定について

第2次協働のまちづくり推進計画（改訂版）を受け、主として事業レベルの協働の取組みについて、別途「協働アクションプラン2016」を定めるものとする。プランは協働のまちづくり推進計画の下位計画に位置付けるため、同一期間とする。

本プランは、推進計画に掲げる「政策協働」「施策協働」「事業協働」のうち「事業協働」のプランについて、まちづくりネットと協働推進本部（各担当行政）の間で分野プラン調整会議を重ね取りまとめたものである。

なお、今後は、まちづくりに関心を持ちながら参加の機会をうまく見つけられない住民層に対して、楽しみながら輪に入っていける工夫を凝らした初心者向け企画や複数の分野グループによる連携事業、他公益団体とのコラボレーション事業を重点的に検討し、担い手の増加や活動の相乗効果に貢献する必要がある（施策の柱Ⅰ関連）。

まちづくりネット設立時（H20.9.28）の資料「協働のまちづくりネットワーク活動の考え方」には、次のように記されている。

「まちづくりネットの事業には、直轄事業とつながり支援事業が考えられ、メリハリのある協働事業メニューの作成が有効である。」

「モデル事業は、住民参加のきっかけづくりであり、他にもまちづくりネットが取り組むべき分野課題があることを考慮すると、モデル事業を日常的な協働活動として今後も継続・定着・発展させていくためには、活動の担い手を事業実践の中で育成し、ネットと独立した活動としてバックアップする立場に回る考え方も必要である。」

これらのことから、まちづくりネットの従来の分野モデル事業を、そのままの形態で継続させることにこだわらず、事業の進捗状況（担い手育成等）に応じて、グループ直轄事業から、独立したテーマ型NPO活動又はエリア型住民活動に移行させ、他の公益活動との連携を支援して、公益活動ネットワークの構築に寄与することも、「協働のまちづくりネットワーク」の名称にふさわしい活動と考えられる。

今後は、こうした多様な公益活動も枠組みに加えた「協働アクションプラン」に発展させていくことも重要となってくる。

12章 まとめ

「協働」は、古くからまちづくり活動の様々な局面で地域実践されてきたものであって、決して新しいものではない。しかし、行政が決めたことをお手伝いするタイプの住民参加が主流であったことも、またそれによって一定の成果を得てきたことも事実である。

本計画は、より多くの人々が様々な場面でまちづくりに関与できるよう体系づけようとしたものである。「理屈より実践」というタイプの人もいれば、「しくみづくり」に関心が高い人もいる。素朴に「人の役に立ちたい」という人もいれば、「自治体としての将来」を心配する人もいる。

行政は、住民参加が法的に限界のある審議会・委員会や許認可事務等の行政専管事項など特殊な場合を除き、その活動展開の様々な過程で、積極的に住民参加の機会やメニューを設定し、第5次総合計画に位置づけられた、施策・事業を協働手法により実践していく必要がある。

一方で、まちづくりネットや区長会等の協働推進組織が中心となって、各分野の公益団体と地域コミュニティのつながり、そしてまちづくりの担い手の広がりを促進していくことが望まれる。

協働は、大きな目的に向かって「みんなでいっしょにまちづくり」を進めることである。本計画をもとにしつつも、各協働の主体者が、みんなに分かりやすく、関わりやすい切り口を工夫していくことが、住民自らが「誇れるまち」への第一歩であり、まちぐるみで「魅力と安心をデザイン」することにつながるものと期待したい。

13章 資料編

【目次】

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 協働アクションプランの成果と課題 | …P43 |
| (2) 協働に係る学習会や周知活動の状況 | …P50 |
| (3) 平成27年度住民参加事務事業調査の結果概要 | …P52 |
| (4) 協働推進のしかけ | …P53 |
| ①協働推進会議 | |
| ②三芳町政策研究所の経緯 | |
| ③自治基本条例検討 | |
| ④アクションプラン策定に向けての分野プラン調整会議 | |
| (5) 協働のまちづくり条例・同施行規則 | …P57 |
| (6) 協働のまちづくり啓発リーフレット（平成20年6月全戸配布） | …P64 |
| (7) 淑徳大学との連携協力に関する包括協定書 | …P66 |

(1) 協働アクションプランの成果と課題

①健康福祉グループ

2008	
テーマ	高齢者・障がい者の居場所づくり
事業	ふれあいサロン開設（又は開設支援） ・藤久保5区、北永井2区、藤久保4区
パートナー	福祉課・健康増進課
達成状況	「ふれあいサロン」を3か所立上げ、小地域の居場所づくりの刺激となった。
協働効果	行政区の理解も得て、身近な集会所で定期開催し、コミュニティ活動や社会福祉協議会事業へのつながりにも一定の貢献ができた。参加者自身が担い手となり、また技能活用の機会にもなって、いきがいつくりの場としても効果は大きかった。
課題	今後は、小地域の住民が担い手となって、継続的なサロン事業が展開されることが望まれる。

2012	
テーマ	介護が必要になっても高齢者が住み慣れた町で安心して暮らせることができるまちづくり
事業	家族介護者のための「憩いサロン」を開設
パートナー	健康増進課
達成状況	「憩いサロン」年2回開設し、家族介護者が息抜きできる場の提要进行った。
協働効果	周知活動では介護施設などの協力を得て、公民館にて定期開催し、家族介護者に対する担い手の理解や家族介護者同士の情報交換等を行うことができた。
課題	将来的には、常設のサロンが望まれる。

②みどり環境グループ

2008	
テーマ	ア) 雑木林（ヤマ）の活用と環境教育 イ) エコライフ推進（ゴミ減量） ウ) 公園マップづくり（自然を活かした公園づくり）
事業	ア) グリーンサポート隊による雑木林保全作業と環境教育 イ) 県のエコライフデイへの住民参加促進 ウ) 公園紹介パンフレットの作成（魅力紹介）

パートナー	都市計画課・環境産業課
達成状況	<p>ア) 実行部隊としてグリーンサポート隊を立ち上げ、予想以上の参加者によって、保全面積、作業体制等の確保ができ、基礎づくりができた。</p> <p>イ) 「マイバッグ運動」事業を変更した。実行委員会を立ち上げ、県エコライフシートを活用して住民啓発を行った。</p> <p>ウ) 各公園の魅力を紹介したファイルを作成して住民の活用意識調査を実施した。</p>
協働効果	<p>ア) 担当課との適切な役割分担、各種関係者（地元企業の参加、県機関）の支援により、地権者交渉、事業への信用、安全確保、仲間づくりが進んだ。</p> <p>イ) エコライフ推進委員会が設立した。</p>
課題	<p>ア) 作業員の安定的な確保、技術向上、面積拡大に伴う対応、継続性</p> <p>ウ) 住民意識調査の結果反応が極めて薄く、今後の方向を検討</p>

2012	
テーマ	<p>ア) 平地林の保全・整備と環境教育</p> <p>イ) エコライフの推進</p> <p>ウ) 花いっぱい運動の方策の検討・具現化</p>
事業	<p>ア) グリーンサポート隊による雑木林保全・整備と環境教育</p> <p>イ) エコライフの啓発—町民の意識向上—</p> <p>ウ) 花いっぱい運動展開（検討）</p>
パートナー	都市計画課・環境課
達成状況	<p>ア) 毎月30名以上の参加者があり、予想以上に実施できた。</p> <p>イ) 小中学校のみでも、効果や回収率があるので、費用対効果の面から、町民対象のシート配布事業は取りやめた。また、エコクッキングの実施も行った。</p> <p>ウ) グループ活動としては困難と判断した。</p>
協働効果	<p>ア) 27年度末には、活動地域の一部が県のトラスト地に認定される成果を得た。</p> <p>イ) 大東ガスとの連携により、エコクッキングを実施した。</p>
課題	<p>ア) 雑木林を使った環境教育を進める必要がある。</p> <p>イ) エコライフ実行委員会との連携</p> <p>ウ) 課題という声は大きい、単独事業でなく連携での取り組みの検討</p>

③都市安全グループ

2008	
テーマ	安全・安心なまちづくり
事業	安全安心マップの作成と活用
パートナー	地域振興課（自治安心課）、道路交通課・学校教育課
達成状況	小学校区ごとに通学路を实地調査実施。交通安全上や防犯上の危険箇所、交通指導員立哨場所やこども110番の家等を落とし込んだ「安全安心マップ」を作成、各小学校に配布した。
協働効果	更新作業では、各学校やPTA等の力を得て合同踏査を実施した。こうした作業を経て、肌で自分の地域の現状を確認し、課題を関係者と共有できたことは大きな成果である。
課題	犯罪等に逆利用される心配から、不特定多数にマップを配布できないという課題が残った。しかし、子どもの安心の担い手関係者が共通認識を持つ意味からも、今後も連携協力のもとで定期的な見直し作業と活用方法の検討を行う必要がある。 また、メンバーの確保や協働のあり方等も課題である。

2012	
テーマ	安全・安心なまちづくり
事業	ア) 安心安全マップの継続的見直し作業と活用支援 イ) 自転車の安全教育・普及への支援活動 ウ) 三芳町の交通形態の実態とその問題を探る
パートナー	自治安心課、道路交通課・学校教育課、こども支援課
達成状況	ア) 2回の改訂版を作成した。3回目の改訂に向け、各学校の訪問を終了した。 イ) 自転車の安全教育を北永井2区地区社協と進めた。また、町内の保育所・園での交通安全教室を実施した。 ウ) グループ検討
協働効果	ア) 小学校において地域の方が参加する会議への参加要請もあり地域の方々も含め、マップの存在が認識されてきた。 イ) 地区社協との連携により、今後の展望が見られた。
課題	ア) 危険箇所の改善状況の落としこみ、掲載内容についての検討が必要。マップを題材に問題意識を関係者が持つ必要性がある。 イ) 自転車の楽しさを実現する施策の必要性

④産業観光グループ

2008	
テーマ	三芳の顔づくり
事業	ア) みよしっ子やさい市の開設 (三芳農産物の規格外品の販売) イ) 埼玉 B 級グルメ王決定戦参加 他
パートナー	環境産業課 (現観光産業課)
達成状況	ア) 当初「三芳農産物の規格外品の販売」だったが、生産者の事情等を調査・検討の後、一部修正して実施した企画。第 4 土曜日の藤久保地区に加え、水曜日のみよし台サテライトも開設し、定期開催が定着した。さらに、農家との連携が少しずつ出来始めた。しかし、三芳産ブランドの確立に至るには、まだ多くの時間と労力を要する。 イ) 埼玉 B 級グルメ王参加については、当初の企画である「三芳産の野菜を使った料理コンテスト」や「料理教室」の実践を経て実現したものである。
協働効果	ア) 農家との連携が少しずつ出来始めた。しかし、三芳産ブランドの確立に至るには、まだ多くの時間と労力を要する。 イ) コンテスト、料理教室の成果により、三芳産の加工品試作を通して観光施策への足がかりになった。
課題	ア) 課題として、メンバーの負担が多く、担い手の確保や町内企業とのコラボレーションも視野に入れた検討が必要となっている。

2012	
テーマ	三芳という農産物産地の知名度を上げる
事業	ア) 定期開催の野菜市の継続 イ) 三芳産野菜を使った料理教室 ウ) 行事・イベントの整合性をとり 観光などの知名度アップの事業 エ) オリジナルマップの作成
パートナー	観光産業課
達成状況	ア) 従来の定期開催場所に加え、毎月第 4 土曜日の総合体育館、毎週水曜日の役場庁舎の定期販売を行い、三芳野菜の PR ができた。 イ) 料理を通じ三芳野菜の美味しさ、新鮮さ認識のため、月 1 回料理教室を実施し、目的達成。 ウ) 世界一のいも掘り大会、かみとめまつり、淑徳大学祭、まち

	<p>づくりフェア、ユープみらいイベントなどで三芳産食品。野菜販売を行った。</p> <p>エ) 観光産業課により外部委託にて作成された。</p>
協働効果	<p>ア) 消費者に顔の見える野菜販売を行ったことで、三芳野菜のPRができた。また、野菜販売に特化したボランティアも増え、事業参加者の満足度を得た。</p> <p>ウ) 町内の農園のイベントとのコラボレーションが実現した。</p>
課題	<p>ア) みよし台での購買者の減。原点に戻った販売方法や時間の調整、集荷量の検討が必要。</p> <p>ウ) 各種イベントのストーリー性、整合性確保によりPR効果の向上及び参加者確保。</p>

⑤教育文化グループ

2008	
テーマ	子どもの居場所づくり
事業	子どもの学習支援
パートナー	社会教育課（生涯学習課）・学校教育課・地域振興課・こども支援課
達成状況	学習環境に恵まれない児童等を対象とした「こども学習ひろば」活動をボランティア募集等で側面支援した。その後、ふじくぼ寺子屋開設の経験を経て、児童館・学童保育室での交流活動へとつながった。
協働効果	活動により、学習支援では「子どもに寄り添う」というスタンスの重要性が確認できた。
課題	学習支援事業の継続の必要性は認められるが、種々の活動上の制約もあることから、協働担当課とは更なる合意形成が必要となっている。

2012	
テーマ	子どもの居場所づくり
事業	<p>ア) 子どもの学習支援</p> <p>イ) 地域文化の認識と伝承</p> <p>ウ) 社会講座の開催（未掲載事業）</p>
パートナー	生涯学習課。こども支援課、文化財保護課、公民館
達成状況	<p>ア) 学童保育での宿題の見守り（出張寺子屋）を週1回実施したが担い手の減により25年後半で中止。夏休みの児童館にて宿題見守り、卓球教室を実施。</p> <p>イ) 三芳の学校を月1回（H24.10～H25.4）開催した。</p>

	ウ) 未掲載事業であったが、町内で活動する人や企業を講師に向 え平成 26 年度より年 3 回実施
協働効果	ア) 世代間交流により、信頼関係が生まれた。 イ) 更なるスキルアップを狙い、町職員を講師に迎えた。 ウ) 住民相互の学びあい生まれた。
課題	ウ) 住民のスキルを学び合いに活用する講師養成のシステム作り

⑥全体プラン（運営委員会主管）

2008	
事業	ア) 協働のまちづくり公開学習会（次項（4）1参照） イ) まちづくり活動担い手支援事業 ウ) まちづくりネットニュース発行（年2回）
パートナー	協働推進本部・地域振興課（自治安心課）
達成状況	ア) 「みんなで魅力あるまちをデザイン」をテーマとして、協働 推進本部との合同により、毎年継続的に実施。 講演やパネルトーク等の学習会形式から参加層の拡大に重点 化した「協働のまちづくりフェア」に事業名を定めて企画・ 実施した。 イ) まちづくりネットへの団体登録や事業会員登録をすすめるた めの周知活動を行った。 ウ) まちづくりネットニュースは、まちづくりネット事務スタッ フの手づくりにより、活動状況の報告やお知らせを掲載し て、年2回の全戸回覧を実施した。
課題	ア) 企画内容やPR方法等に課題を残しているが、地道にまちづ くりへの関心を促すため、関係機関・団体との連携協力を通 して企画上の工夫を行いつつ、今後も継続的な取り組みが必要 である。 イ) より広範に各種 NPO 活動や公共的団体・機関等における住 民活動情報を調査・収集し、担い手となるまちづくり人材の 適切なマッチングを進める環境づくりが求められる。

2012	
事業	ア) 協働のまちづくり啓発事業（次項（4）1参照） イ) まちづくりネットWEBサイト開設検討事業 ウ) 他の公益団体との連携推進事業

パートナー	協働推進本部・自治安心課
達成状況	<p>ア) まちづくりフェアや公開学習会の継続実施。「みんなで魅力あるまちをデザイン」をテーマとして、協働推進本部との合同により実施。年2回のまちづくりネットニュースの発行も継続。また、産業祭、淑徳大学祭など各種イベントへの参加により、啓発活動を行った。</p> <p>イ) 更新作業など、人的負担や資金面を勘案し、現状は掲示物とうによる周知活動を進める。</p> <p>ウ) 平成26年度より、まちづくり交流会を実施し、町の公益団体のとのつながりや連携事業を検討。また、三芳野菜を使用したダンボール釜でのピザ作りを試行的に実施した。</p>
課題	<p>ア) まちづくりフェアでの、参加団体の拡充を視野に入れると、開催場所内容の再構築が必要となる。</p> <p>ウ) 楽しみながら協働事業を実行できる事業検討が必要。</p>

(2) 協働に係る学習会や周知活動の状況

平成18年度…協働のまちづくり研究会と町の共催

- ・協働のまちづくり学習会Ⅰ（講義）
「協働のまちづくりからコミュニティデザインへ」
講師：中村陽一氏（立教大学教授）
- ・協働のまちづくり学習会Ⅱ（事例報告とパネルトーク）
「協働でまちがどうかわるの」
ゲスト：草加市瀬崎まちづくり市民会議

平成20年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・協働のまちづくり公開学習会（基調講演とパネルトーク）
「みんなで魅力あるまちをデザイン」
講師：庄嶋孝広氏（市民社会パートナーズ代表）

平成21年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・協働のまちづくり公開学習会（分科会と講義）
「みんなで魅力あるまちをデザインⅡ」
ゲスト：望月泰宏氏（南西部地域NPO連絡会会長）

平成22年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・協働のまちづくりフェア2011（クイズ・紹介ブース・野菜市等）
「協働☆みんなで魅力あるまちをデザイン」

平成23年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・協働のまちづくり学習会（職員研修を兼ねる）
（MIYOSHIまちづくり工房～講演とワークショップ～）
講演：自治と協働って何？～行政と市民の協働はなぜ必要か？～
講師：牧瀬稔氏（(財)地域開発研究所、町政策アドバイザー）
WS：アクションプラン2012策定に向けた分野課題の抽出
- ・協働のまちづくりフェア2012（活動紹介・震災企画・協力団体企画 等）



<まちづくりフェア2016の様子>

平成 24 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・協働のまちづくり公開学習会
(MIYOSHIまちづくり工房Ⅱ～講義とパネルディスカッション～)
- ・協働のまちづくりフェア 2013
(活動紹介・自転車安全運転教室・ワークショップ 等)
「協働 みんなで魅力あるまちをデザインⅤ」

平成 25 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・まちづくりネット創設 5 周年記念講演 (講演と会場との意見交換会)
「みんなで魅力あるまちをデザイン」
講師：庄嶋孝広氏 (市民社会パートナーズ代表)

平成 26 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・まちづくり交流会 25 名 21 団体 参加
「みよしカフェ～みんなで魅力あるまちをデザイン～」
- ・第 2 回まちづくり交流会 18 名 14 団体 参加
「～みんなで魅力あるまちをデザインⅡ～」
- ・協働のまちづくりフェア 2015
(活動紹介・ワークショップ・寸劇・パネルシアター 等)

平成 27 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・第 1 回まちづくり交流会 26 名 13 団体 参加
- ・第 2 回まちづくり交流会 41 名 21 団体 参加
- ・協働のまちづくりフェア 2016
(活動紹介・ワークショップ・いもっ子体操・パネルシアター 等)



<まちづくりフェア 2016の様子>

平成27年度 住民参加事務事業調査の結果概要

分野	住民参加又は団体委託の状況	住民参加手法の内訳													主な事務事業名	
		住民主体	住民参加	団体委託	協働	委員公募	研究	企画立案	運営	実施	実行委員会	WS又は意見交換会	研修	単体活動		その他
政策	◎現状も今後も◎現状		6		2	3	1					2	3			まちづくり懇話会、町補助金公募制度、政策研究所、行政評価、公共交通
	●今後検討		5						4			1	2			みどりの三富地づくり行政評価等、指定管理業務推進、行政改革協議会
広報	◎現状も今後も◎現状		2	1										2		声の広報作成
	●今後検討		1						1							広報の取材
総務・管財	◎現状も今後も◎現状		1	1		1										特別消防隊等委員会、庁舎等改修事業等
	●今後検討		1													町単独による職員研修
人権・平和・共同参画	◎現状も今後も◎現状		3	2	2	2		4	4	7						国際研修、「共に生きるセミナー」開催、情報誌「まなび」発行、外国人生活相談
	●今後検討											1				国際平和
協働	◎現状も今後も◎現状	1	1	0	2	1	1	3	2	3	2	2	1			協働のまちづくりネットワーク支援、協働のまちづくり学習会
	●今後検討															
自治	◎現状も今後も◎現状	1	1	3	1			1	2	2	3	1			1	彩の盟コミュニティ協議会、みよしまつり、県会所賞贈呈等、(仮称)自治会本部検討委員会等
	●今後検討															
防犯防災	◎現状も今後も◎現状	4	4		4			4	9	10	9	1	2	2		防犯活動支援、東入間交通安全協会三芳支部、自主防災組織支援
	●今後検討											1				地域防災検討委員会
スポーツ	◎現状も今後も◎現状	2		3		2		1	4	1	1					スポーツ推進委員会、体育祭等団体平等支援、学校体育施設開放、体育施設利用調査
	●今後検討	2				1		2	2	1	1					(仮称)スポーツ基本計画の策定、生涯スポーツ推進協議会等
福祉	◎現状も今後も◎現状		1	2	1			1	1	1	1				1	聞こえに関するシンポジウム、社会福祉協議会補助、日本赤十字社に関する事務
	●今後検討															
高齢者	◎現状も今後も◎現状		5	1					1						1	老人デイサービス、高齢者緊急時保護、おたきり老人短期保護、ゲートボール大会
	●今後検討															
介護	◎現状も今後も◎現状		5		1	3		1	2	2		1				介護相談員、介護保険推進委員会、介護予防ケアマネジメント
	●今後検討				0											
健康	◎現状も今後も◎現状	4	3	15		2		5	4	1					14	健康促進調査、妊婦高齢者健康診査、個別予防相談、集団検診、三芳町健康づくり推進検討委員会
	●今後検討															
子育て	◎現状も今後も◎現状	10	30	3	2	3		2	3	7	1		2	3	11	子どもを守る地域ネットワーク協議会、三芳町ファミリーサポート等、交通安全教室
	●今後検討	2	8					3		5				25		子育てサロン、各種子育て推進協議会等、看護見習い研修等
環境	◎現状も今後も◎現状	4	1	3		1		3	3	6			3			環境衛生対策委員会、ごみゼロ運動、不法投棄防止看板設置
	●今後検討	1				1										三芳町広域ごみ処理施設等検討委員会
産業	◎現状も今後も◎現状	4		2							4				2	産業祭、世界一のいも祭りまつり、協働のまちづくりネットワーク(産業観光グループ)
	●今後検討															
交通	◎現状も今後も◎現状	3		2	2				1	1			1			防犯灯の設置管理、交通安全施設整備、街路樹等維持管理
	●今後検討		1							2						屋外広告物の撤去
都市計画	◎現状も今後も◎現状	1	3	4	1	1		1	5	5						都市計画委員会設置、土地活用推進事業の技術援助、都市公園等緑地整備委託、子供広場管理運営
	●今後検討							1	1	1						地区計画に関すること、建築協定に関すること、公共下水道工事(再検討)
学校	◎現状も今後も◎現状	1	5	2	2	2	2	3	2	7	3	3	2			通学路に関する事務、マレーシア視察訪問交流、部活動ボランティア指導員研修
	●今後検討															学校評価実施
青少年	◎現状も今後も◎現状	9	3					9	2	5	1			3		青少年活動支援研修(ボーイスカウト)、青少年問題協議会、非行防止トールール支援
	●今後検討	1	4											1		子ども大学みよし
生涯学習	◎現状も今後も◎現状	3	3	1		1		1	2	1					1	生涯学習推進委員会(敬福大学連携事業)、週末学習支援、社会教育委員会
	●今後検討	1						1		1						みよし町民文化祭
公民館	◎現状も今後も◎現状	8	13	1	2			11	11	15	1			1		三芳町高齢大学、日本福祉大学(福祉文化支援事業)、ジョイフルコンサート、利用者の集い
	●今後検討		1							1						サニカル支援
図書館	◎現状も今後も◎現状	4	7	3				7	7	10				4		くりくらタイム、スイーおはなし会、読みの学校訪問、三芳町読書環境サポート隊「ほんのもし」
	●今後検討															
文化財 (文化財と住民協働推進委員会)	◎現状も今後も◎現状	1	5					1	2	4					1	郷土芸能伝承活動、郷土芸能保存協議会、三芳町読書環境サポート隊「ほんのもし」
	●今後検討	4	2			1		4	4	4	1			4		資料等展示必須企画、イベント企画
住民参加等の事業の合計		71	124	47	25	25	10	80	76	102	19	10	18	45	30	
内訳	◎現状も今後も◎現状	60	101	47	25	22	9	64	68	88	15	9	15	16	30	
	●今後検討	11	23	0	0	3	1	16	8	14	4	1	3	30	0	

住民参加等事業の合計 287

※住民参加手法の内訳の合計 416

	割合	住民主体	住民参加	団体委託	協働	委員公募	研究	企画立案	運営	実施	実行委員会	WS又は意見交換会	研修	単体活動	その他	住民参加手法の割合
◎現状も今後も◎現状	87.3%	22.5%	37.8%	17.6%	9.4%	5.3%	2.2%	15.4%	18.3%	21.2%	3.6%	2.2%	3.6%	9.8%	7.2%	80.8%
●今後検討	12.7%	4.1%	6.6%	0.0%	0.0%	0.7%	0.2%	3.8%	1.9%	3.4%	1.0%	0.2%	0.7%	7.2%	0.0%	19.2%
◎◎の合計割合	29.8%	46.4%	17.6%	9.4%	6.0%	2.4%	19.2%	18.3%	24.5%	4.6%	2.4%	4.3%	11.1%	7.2%		

協働推進のしかけ

①協働推進会議開催実績

平成24年度	平成24年4月27日(金) 午後9時30分～11時15分
	主な内容 ①第2次協働のまちづくり素案について
平成25年度	平成25年3月18日(月) 午後1時30分～
	主な内容 ①協働推進及び住民参加の進捗状況 ②各委員の活動情報交換 ③自治基本条例の進捗状況
平成26年度	平成26年3月18日(火) 午後2時～3時55分
	主な内容 ①施策の大綱の進捗状況 ②協働アクションプラン2012の進捗状況 ③住民参加事務事業調査結果について
平成27年度	平成27年3月20日(金) 午後2時～3時45分
	主な内容 ①住民のまちづくり意識について ②協働のまちづくりの現状と今後について ・まちづくりネット及び各団体の情報交換 ・第2次協働推進計画及びアクションプランについて
平成28年度	平成28年3月22日(火) 午前10時～11時30分
	内容 ①第5次総合計画における協働の位置付けについて ②第2次協働のまちづくり推進計画の更新について

②三芳町政策研究所の経緯

～まちの全体の政策形成力を高めるために～

三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」は、まちが将来にわたって質の高い行政サービスを提供できるよう、自治体自らがこれまで以上の政策形成能力を身につけ、自らを活性化することが必要と考え、平成23年5月に誕生した。

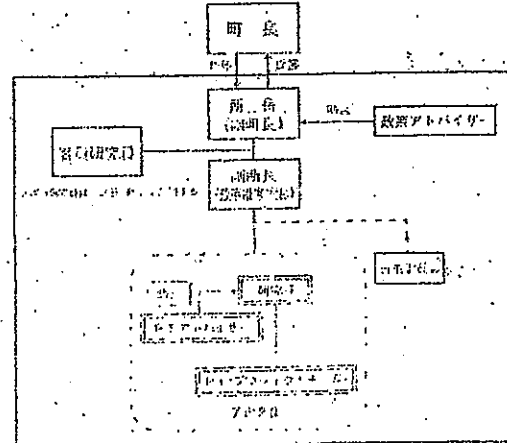
◆所掌事務

- ・まちの政策及び施策の調査研究
- ・まちの政策及び施策の提言
- ・首長のマニフェストと行政計画の整合と進行管理

◆主な活動内容

研究・視察・ワークショップ・懇談会開催・提言

図 三芳町政策研究所の組織図



◆これまでの研究テーマ

平成23年度	観光のまちづくり 公共交通 自治基本条例
平成24年度	公共交通 みどりの保全・活用 「三富新田」再生
平成25年度	公共交通 「三富新田」再生 芸術文化
平成26年度	芸術文化
平成27年度	子育て

提言を受けて実施されたもの

★「公共交通」

平成23年度、24年度、25年度

調査・研究⇒コミュニティバス及びデマンド交通の運行案を提言⇒試行運転

★「にほんの里100選『三富新田』再生」 平成24年度、25年度

研究⇒知名度UP、観光振興を期待し

「世界農業遺産の認定申請」

★自治基本条例 平成23年度

調査・研究⇒検討方法を提言⇒

(仮称) 自治基本条例検討町民会議設置

③自治基本条例検討

(仮称)自治基本条例検討町民会議の経緯

回	日 時	主 な 内 容	参加 人数
第1回	H25年4月22日(月)	(仮称)自治基本条例検討町民会議についての説明	22名
第2回	H25年5月21日(火)	ワークショップ「10年後も住んでいたい三芳町にするために」	17名
第3回	H25年6月18日(火)	ワークショップの続き「町の将来像について考える。」	16名
第4回	H25年7月23日(火)	ワークショップの続き「グループごとに将来像を発表。」	19名
第5回	H25年8月22日(火)	ワークショップで出てきたアイデアを実行するために何をすべきか議論した。「住民のこと」「議会・行政のこと」「住民参加のこと」に分類し発表した。	26名
第6回	H25年9月25日(水)	分科会「住民(町民)」「議会・行政」「住民参加」	20名
第7回	H25年10月23日(水)	分科会	20名
第8回	H25年11月20日(水)	分科会	22名
第9回	H25年12月18日(水)	分科会のまとめ、振り返り	19名

※平成26年(2014)3月 「(仮称)自治基本条例に関する検討の記録」町へ提出

④アクションプラン策定に向けての分野プラン調整会議

平成 26 年度

健康福祉グループ	平成 27 年 2 月 12 日	協働事業の現状とアクションプランの進捗状況
みどり環境グループ	平成 27 年 2 月 13 日	
都市安全グループ	平成 27 年 2 月 24 日	
産業観光グループ	平成 27 年 3 月 10 日	
教育文化グループ	平成 27 年 3 月 10 日	

平成 27 年度

健康福祉グループ	平成 27 年 10 月 8 日	前回の調整会議後の進捗状況及びアクションプランの改定に向けて
みどり環境グループ	平成 27 年 10 月 7 日	
都市安全グループ	平成 27 年 10 月 1 日	
産業観光グループ	平成 27 年 10 月 6 日	
教育文化グループ	平成 27 年 10 月 13 日	

【必要な組織又は機関の設置】

第5条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に規定するものとしします。

- (1) 協働のまちづくりネットワーク 住民を中心として構成する協働推進組織で、主としてテーマ型まちづくりへの住民参加について情報交流及び支援を行うとともに、町と連携して効果的な協働手法や協働事業について検討し、また、自ら実践することを目的として設置されるもの
- (2) 区長会 三芳町行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則第7条に基づく組織で、エリア型まちづくり活動を行うことを目的として設置されるもの
- (3) 協働推進本部 町職員により構成する協働推進組織で、前各号の組織を支援するとともに、条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの
- (4) その他町長が必要と認める組織又は機関

2 前項に規定する組織又は機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

【委任】

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

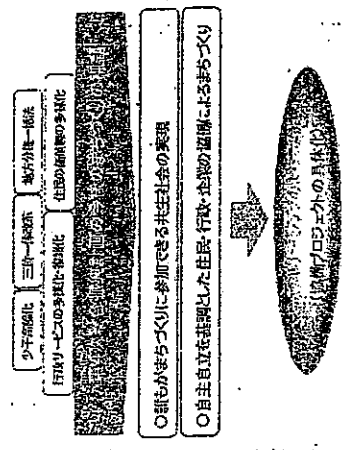
この規則は、平成20年6月1日から施行します。

この規則は、平成25年4月1日から施行します。

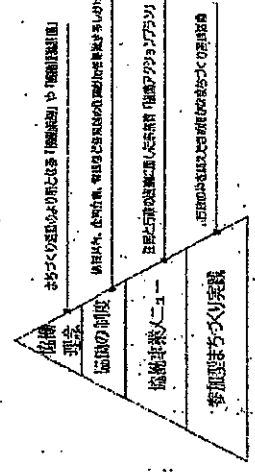
【協働のまちづくり推進計画の概要】

- 住民研究報告で提言した協働のしくみを具体化するため、平成19年10月に協働推進本部が策定。
- 計画期間 平成19年度～23年度（5年間）
 - 協働のルール策定の制度
 - ◇協働のまちづくり条例の制定
 - ◇協働のまちづくりを推進する制度
 - 協働推進体制の整備
 - ◇住民の協働ネットワーク
 - ◇行政の協働推進本部
 - 協働のまちづくり事業の立案
 - ◇協働アクションプランの策定（事業メニュー）

計画策定の目的



協働ルールの体系



平成17年度

- 住民参加で総合振興計画の施策を立案
- まちづくりワークショップ
- まちづくり地域懇談会、まちづくり団体懇談会
- まちづくり提案（提案箱・メール・郵便）

平成18年度

- 手づくりの「第4次総合振興計画」がスタート
- 母体「みんながつくる みどり いきいきぬくもりのまち」
- 重点施策「協働プロジェクト」に基づき、協働のまちづくり研究員を住民公募
- 年間12回の研究会と2回の公開学習会を開催
- 協働のまちづくり研究報告（協働条例案を含む）を町長に提出

平成19年度

- 協働推進本部を設置
- 協働のまちづくり推進計画策定（研究報告に基づく）
- 情報共有・意見公募制度として「ハブリック・コメント条例」を施行
- 協働のまちづくりネットワーク準備会スタート
- 「協働のまちづくりネットワーク」の組織・事業について検討
- まちづくりワークショップ（2回）開催
- 淑徳大学とのまちづくり協定調印
- 協働のまちづくり条例制定（3月議会）

発行 埼玉県三芳町 平成20年5月
編集 三芳町行政改革・協働推進本部
協力 協働のまちづくりネットワーク準備会
＜三芳町地域振興課＞
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100番地1
TEL: 049-258-0019/FAX 049-274-1053
URL: <http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp>
e-mail: chikik@town.saitama-miyoshi.lg.jp

※「協働のまちづくり条例」「協働のまちづくり推進計画」「第4次総合振興計画」は、町ホームページ・広報4階情報資料室・各出張所・各公民館・図書館・歴史民俗資料館で閲覧することができます。

【協働って何？ どうして条例にしたの？】

「協働」とは、行政だけが公共サービスを担うのではなく、住民・団体・企業など地域の構成員が役割を分担し、それぞれの特長を活かしながらまちづくりに貢献する考えです。パートナーシップとも呼びます。まちづくり情報の共有とお互いの尊重が大原則です。

こうした協働の考え（理念）をみんなで共有し、住民参加によるまちづくり活動の輪を広げていくため、条例化しました。

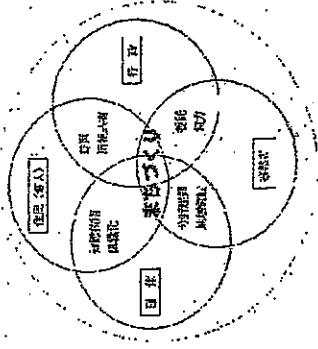
住民活動

行政活動

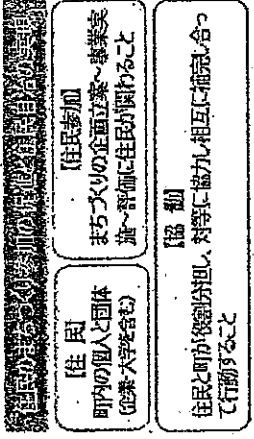
【条例の概要】

「協働のまちづくり条例」は、住民参加によるまちづくりをうたった理念条例であるため、町条例で初めて「前文」を掲載し、親しみやすいよう「ですます調」を採用しました。

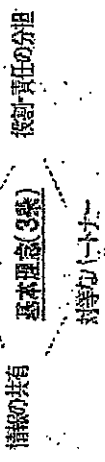
（前文）
三芳町は、よりよき未来を築くため、多くの住民たちの英知と努力により、文化がはぐくまれ、知くもりを深め、暮らしの豊かさと自然の恵み、自然の美しさを大切にし、個性豊かなまちとして発展してきました。また、住民一人ひとりの個性や能力を最大限に引き出し、それぞれの強みを生かすことにより、まちづくりの推進を図るとともに、互いに協力しあうことを目指して、協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えています。



目的と定数(1条・2条)

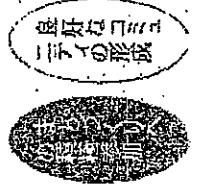


平等に参加機会



※このほか、行政や議会の役割として住民参加や協働の推進活動について規定しています。（条例の別添）

住民の役割(5条)



住民の権利(4条)



三芳町と徳島大学との連携協力に関する包括協定書

三芳町と徳島大学(以下「両者」という。)は、包括的な連携協力に合意した証としてここに協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携協力のもと、まちづくり分野全般にわたって資源の相互活用と人的交流を行い、もって協働により地域社会の発展、地域人材の育成及び学術の振興に貢献することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 協働のまちづくりに関する事項
- (2) 環境及び産業に関する事項
- (3) 健康及び福祉に関する事項
- (4) 教育、文化及びスポーツに関する事項
- (5) 人材の育成及び学術の振興に関する事項
- (6) その他、両者が必要と認める事項

(協議事項)

第3条 連携協力細目等の具体的事項については、両者が個別に協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、両者のいずれからも改定の手入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第5条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者が署名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成19年10月27日

埼玉県入間郡三芳町

三芳町長 鈴木英夫

学校法人大徳徳島大学

徳島大学 学長 長谷川匡徳